

地方創生 「小さな拠点」税制 活用本

目次

I. 小さな拠点税制の概要	1
II. 実務の留意事項	13
III. 小さな拠点税制Q & A集	30
IV. 様式集	51
V. 関係法令	67

- この活用本は、地域再生法及び租税特別措置法に基づく小さな拠点税制について、地方公共団体や事業を実施しようとする会社、地域住民等の関係者の方々に分かりやすく、かつ制度の詳細についても理解が進むよう、関係する資料をとりまとめたものです。
- 本税制の活用にあたっては、地方公共団体による主体的な役割が必要ですので、事業を行おうとする会社や地域住民等の関係者におかれては、**地元の市町村と前もって連携して取り組むことが必要**です。
- 本税制は、政府及び地方公共団体として投資勧誘を目的としたものではなく、また投資家・出資者に対して投資に係る利益を保証するものではありません。投資家・出資者においては、株式投資に関する一般的なリスクを理解した上で、税制を活用するようお願いいたします。
- 本活用本の内容や制度の内容について、分からないこと等がありましたら、**内閣府地方創生推進事務局までお気軽にお問合せ下さい。**

I. 小さな拠点税制の概要

(税制のパンフレット、活用チェックシート)

地方創生・小さな拠点税制のご案内

地域のための“ふるさと会社”を応援

地域の暮らしを守る、しごとを創る「小さな拠点」づくり、 株式会社ではじめませんか？

全国で株式会社による小さな拠点づくりの取組が始まっています。
地方公共団体と連携し、資金を集めやすくなります。今すぐ内閣府にご相談を。

地域のお店がなくなった
地域唯一のガソリンスタンド
の後継者がいない

公共施設の管理を地域に任せたい
役場と地域の協働で村おこしをしたい

地域活性化のためにレストランを始めたい
地域のみんなで名産品を売り出したい

地域の様々な声・課題・アイデアをふるさと会社で解決・実現しよう

地域のしごとづくり

- ✓ 名産品の開発
- ✓ 農産加工品の販売
- ✓ 道の駅や観光施設の運営
- ✓ 農作業支援

など

地域住民の生活サービス

- ✓ 商店・ガソリンスタンドの運営
- ✓ 公共公益施設の管理運営
- ✓ 買い物支援・弁当の宅配
- ✓ 高齢者見守り支援・訪問看護

など

- ▶ 地方公共団体の計画（地域再生計画）の下、株式会社が事業を実施
- ▶ 事業資金確保のため、株式会社が出資を受けた（株式を発行した）際に、出資者に対して税制上の優遇措置
- ▶ 出資者（個人）には、出資額のおおよそ1割～4割の所得税が減額
※適用条件があり、上限があります。令和7年度までの時限措置です。

①一定の要件を満たした企業の新規発行株式を個人が取得した場合に本税制の対象となります（発行済み株式を他の株主から買ったり、譲り受けたりした場合は対象となりません）。
本税制は、政府および地方公共団体として投資勧誘を目的にしたものではありません。また、投資家に対して投資に係る利益を保証するものではありません。

内閣府地方創生推進事務局

1. 制度の概要

- 中山間地域等において、地域の雇用の確保や生活サービスの提供を行う小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対して、個人が出資（新規発行株式を払込みにより取得）した際に、出資額に応じて、所得税の優遇措置（寄付金控除の適用）が受けられる制度です。
- 地方公共団体（市町村または都道府県）と株式会社、地域が手を取り合うことにより、小さな拠点づくりに向けて資金を集めやすくすることが目的です。
- 地方公共団体が株式会社の実施する事業を記載した地域再生計画を作成し、国の認定を受けることで、制度を活用することが可能になります。

2. 対象となる事業と会社の要件

対象地域

中山間地域等の集落生活圏（都市計画法の市街化区域・用途地域以外であって、農振農用地を含むエリア）

・いわゆる中山間地域や農山村地域、田園地域など、都市部や市街地でない地域が対象。

対象事業（小さな拠点形成事業）

対象地域において、①雇用を創出する事業、②生活サービスを提供する事業

・①は必須事業、②は任意事業。①は対象地域の住民の雇用の創出、②は対象地域の住民に対する生活サービスの提供が必要になります。例えば…

- ①雇用を創出する事業：地元住民を雇用する道の駅の運営や農産物加工場、サテライトオフィス
- ②生活サービスを提供する事業：スーパーやガソリンスタンドなどの小売業、高齢者サービス など

対象企業（会社の要件）

基準日^{*}時点で以下の要件を満たす会社が対象となります。

※基準日の定義は次のとおりです（新設会社の場合…会社設立の日、払込期日を定めた場合…払込期日、払込期間を定めた場合…払込日）

①	常時雇用者数が2人以上であること
②	同一の認定地域再生計画に基づく本特例を受ける会社が他にないこと（1計画1社条件）
③	小さな拠点形成事業（雇用を創出する事業および生活サービスを提供する事業）を専ら行う会社であること
④	中小企業者に該当する会社であること
⑤	設立10年未満であること（新設会社も対象）
⑥	前事業年度の売上高に占める営業利益の割合（営業キャッシュフロー）が2%以下であること（設立初年度の場合は、この限りでない）
⑦	外部（特定の株主グループ以外）からの投資を1/6以上取り入れていること
⑧	非上場・非店頭登録の株式会社であること
⑨	大規模法人（資本金1億円超等）の子会社ではないこと
⑩	性風俗関連特殊営業を行う会社でないこと

- ・複数回小さな拠点税制を活用することも可能です。ただし、その場合、上記の要件に以下2点が追加されます。
 - ア 初回の確認（4. 手続きとフローの⑧）時点の雇用者数を維持していること
 - イ 前事業年度の雇用者数より2名（商業またはサービス業の場合は1人）以上増加していること（初回の確認と同一事業年度に確認申請する場合は、この限りでない）
- ・平成30年度からは、**会社設立時の出資も対象となります**（既存会社の増資も従来通り対象）。
- ・株主（出資者）として、市町村や法人が入っていても、外部からの投資の合計が1/6以上であれば問題ありません。ですので、市町村が出資する会社でも、全くの純粋民間企業でも対象になります。
- ・例えば、地域で行う小売店やレストランを役場、地元企業、住民が出資し合って会社を設立する際、住民や地域内外の個人出資を広く募るため、本税制を活用することも想定されます。

3. 地方公共団体の役割

- 小さな拠点税制の活用にあたっては、地方公共団体（市町村または都道府県）の主体的な役割が必要です。

〔地方公共団体による実施が必要な事項〕

- ① 地域再生計画を作成し、内閣府に申請（内閣総理大臣の認定）
 - ② 株式会社の要件が合致するかどうかを確認
 - ③ 個人が出資（株式を払込みにより取得）したことを確認
- 上記以外にも、地域での小さな拠点の形成に向けた住民の意見形成や、地域での会社の立ち上げに向けての助言など、地域での話し合いに向けた積極的な関与・支援が望まれます。
 - また、地方創生推進交付金を活用した地方公共団体に対する財政面での支援や、施設整備にあたっての農地転用特例など、地域再生計画を作成することにより、様々な制度を活用することができます。

4. 手続きとフロー

1. 地域再生計画の作成 地域再生計画の作成にあたっては、地域再生計画認定申請マニュアルや記載例を参考にしてください。

- ① 地方公共団体が小さな拠点形成事業を記載した地域再生計画を作成し、内閣府に申請
- ② 地域再生計画を内閣総理大臣が認定

2. 事前確認の申請

株式会社が既に設立されている場合に限り、任意で実施することができます。

- ③ ②の認定を受けた地方公共団体に対し、株式会社が事前確認を申請
- ④ その地方公共団体が、株式会社の要件を確認（事前確認書の交付）

3. 株式の払込みの確認申請 ※出資までに地域再生計画が認定されていることが必要

- ⑤ 株式会社と個人の出資者が株式投資契約を締結
- ⑥ 株式会社（設立予定の会社も含む）に個人が出資（株式の発行）
- ⑦ ②の認定を受けた地方公共団体に対し、株式会社が確認申請
- ⑧ その地方公共団体が、会社の要件および株式の払込みを確認（確認書の交付）
- ⑨ 確認を受けた株式会社は、出資した個人に⑧の確認書を交付

4. 確定申告 ※出資した年の確定申告までに地方公共団体の事後確認を受けていることが必要

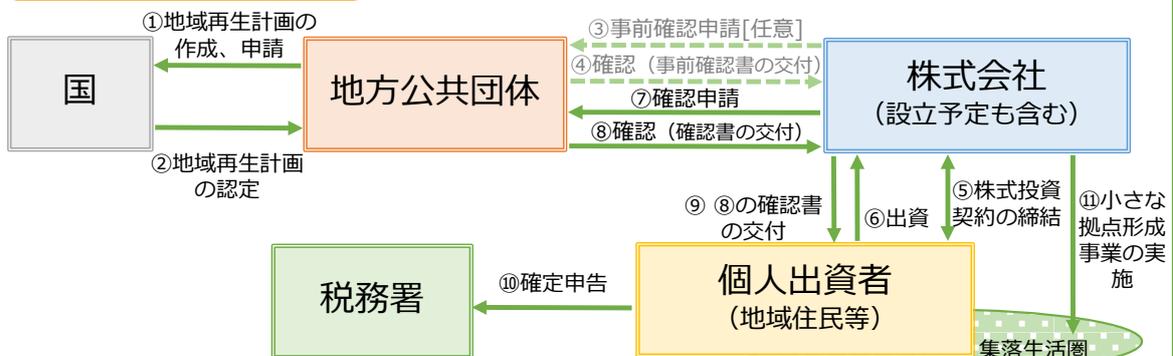
- ⑩ 出資した個人は、⑨で交付された確認書等を添付して確定申告

5. 事業実施

- ⑪ 株式会社は、集めた出資を基に小さな拠点形成事業を実施

制度のイメージ図

この他、事前準備として、今後の地域のあり方や将来ビジョンについて地域で検討したり、株式会社の設立や事業実施に向けて検討することも重要なポイントです。



5. 活用のためのQ&A

Q.一般社団法人やNPO法人など株式会社以外は対象にならないの？

A.本税制の対象は株式会社の新規発行株式の取得に対してのみです。主に、株式発行により小さな拠点形成事業に必要な資金を集めることを想定しています。なお、一般社団法人やNPO法人等については、既存の公益法人税制（公益社団法人や認定NPO法人等）を活用することにより、同様の寄付金税制の活用が期待できます。

Q.地方公共団体が地域再生計画を先に作成しないとイケないの？

A.本税制の適用にあたっては、株式の発行前に、地域再生計画が既に作成され、国の認定を受けていることが必要です。既に発行されている株式をさかのぼって適用することも出来ません。税制の活用にあたっては、事前に身近な市町村に相談しましょう。

Q.配当や株主優待を行うこともできるの？議決権制限付株式も対象となるの？

A.対象となる株式については、特段の制限はありませんので、配当や株主優待等を行うことも可能です。また、議決権制限付株式等も対象となります。

Q.出資者（株主）は、地域住民だけなの？制限はあるの？

A.対象となる出資者（株主）は、日本国内に居住している個人であればどなたでも構いません。地域住民だけではなく、地域外の支援者に広く出資を募ることも可能です。ただし、株式会社が同族会社の場合は、一部の株主は対象となりません。

平成30年度からは、これまで適用対象外だった設立時出資が対象となるとともに、市町村による確認手続きが簡略化されました。

6. 優遇措置のイメージと活用事例

【所得税の優遇措置】
【対象企業への出資額 - 2,000円】
を、その年の総所得金額から控除

※控除対象となる出資額の上限は、総所得×40%と800万円のいずれか低い方

確定申告においては、所得控除の寄附金控除のうち「特定新規中小企業が発行した株式を取得した場合の課税の特例」の措置となります。

例えば…

※収入額の半分が課税所得、出資額-2,000円を所得控除と仮定

◆収入300万円の個人が**5万円**出資
⇒ 所得税：約**2,400円**の減額
(5万円 - 2000円) × 所得税率5% = 2,400円)

◆収入1000万円の個人が**30万円**出資
⇒ 所得税：約**6万円**の減額
(30万円 - 2000円) × 所得税率20% = 59,600円)

長野県豊丘村での活用事例

- 長野県豊丘村（人口約6,800名）において、村や地元企業、地域住民が出資して設立した株式会社「株式会社豊かな丘」を平成29年12月に設立
- 株式会社が運営する道の駅を核とした小さな拠点を形成し、新たな雇用の創出（約50人を雇用）とともに、農業従事者の販路を拡大し、所得の向上を目指す
- 平成30年3月、地域住民等から600万円の出資を募り、小さな拠点税制を活用（全国初）

【株式会社豊かな丘】

○設立：平成29年12月

○資本金：900万円（設立時は300万円）

○主な事業

- 道の駅の管理運営
- 農畜産物、林産物、加工品等の地域特産物の販売
- 農家レストランの運営 等



[問合せ先]

内閣府地方創生推進事務局小さな拠点担当
03-5510-2457 e.chiisanakyoten.i7d@cao.go.jp

小さな拠点税制の活用について、お気軽にご相談下さい！

地方創生・小さな拠点税制 活用チェックシート

- 小さな拠点税制の活用にあたって、地域再生計画の作成や会社要件など、各手続において、要件に該当するか、必要な資料が揃っているか、以下のチェック表を活用してください。

1. 地域再生計画の作成

地方公共団体が小さな拠点形成事業を記載した地域再生計画を作成し、内閣府に申請

(計画作成の前に決めておく内容)

- 集落生活圏の範囲及び小さな拠点の位置が明確になっていますか？
- 集落生活圏は、都市計画法の市街化区域・用途地域以外ですか？さらに、農振法に規定する農用地が含まれていますか？
- 株式会社が専ら実施する事業は、集落生活圏における雇用を創出するものですか？
- 生活サービスを提供する事業も実施する場合、集落生活圏の住民を対象としたものになっていますか？

(地域再生計画の記載内容)

- 雇用を創出する事業、生活サービスを提供する事業が記載されていますか？
- 実施する事業の内容及び事業を実施する株式会社の名称が記載されていますか？
- 小さな拠点の形成を図ることにより地域のどのような課題の解決が図られるかが記載されていますか？
- 事業の実施が小さな拠点の形成に寄与するものであること（雇用者数の増加や住民利便性の向上等の見込まれる効果）が合理的に説明されていますか？

(地域再生計画の添付書類)

- 集落生活圏及び小さな拠点のおおよその位置が分かる地図が添付されていますか？
- 事業の実施が小さな拠点の形成に寄与する程度の根拠となる資料（雇用者数の増加（株式会社が雇用する人数等）や住民利便性の向上等の見込まれる効果を示す資料）が添付されていますか？
- 事業を実施する株式会社等の意見を聴き、その意見の概要が添付されていますか？

2. 株式会社の要件

株式会社が以下の要件を全て満たしていることが必要です。

- 常時雇用者数が2人以上であること
- 同一の認定地域再生計画に基づく本特例を受ける会社が他にないこと（1計画1社条件）
- 小さな拠点形成事業（①雇用を創出する事業、②生活サービスを提供する事業※①は必須事業）を専ら行う会社であること
- 中小企業者に該当する会社であること
- 設立10年未満であること（新設会社も対象）
- 前事業年度の売上高に占める営業利益の割合（営業キャッシュフロー）が2%以下であること（設立初年度の場合は、この限りでない）
- 外部（特定の株主グループ以外）からの投資を1/6以上取り入れている会社であること
- 非上場・非店頭登録の株式会社であること
- 大規模法人（資本金1億円超等）の子会社ではないこと
- 性風俗関連特殊営業を行う会社でないこと

同一の地域再生計画に関し、既に小さな拠点税制を活用している会社の場合には、2回目以降は、以下の要件全てを追加で満たしていることが必要です。

(追加要件)

- 初回の確認（4.手続きとフローの⑨）時点の従業員数を維持していること
- 前事業年度の雇用者数より2名（商業またはサービス業の場合は1人）以上増加していること（初回の確認と同一事業年度に確認申請する場合は、この限りでない）

※上記の要件は、事前確認の際は、事前確認の申請日時点、株式の払込みの確認の際は、基準日（新設会社の場合…会社設立の日、払込期日を定めた場合…払込期日、払込期間を定めた場合…払込日）時点で満たしていることが必要です。
特に、株式の払込みの確認の際は、出資後（株式発行後）の株主構成で判断されるので注意が必要です。

3. 株式投資契約の締結

株式会社と個人の出資予定者が株式投資契約を締結し、
株式会社（設立予定のものも含む）に個人が出資（株式の発行）します。

- 株式の発行前に、株式会社と出資者の間で株式投資契約書を締結しましたか？
- 株式投資契約を締結する際に、出資後も自社が要件を満たす旨、出資者に十分説明していますか？
- 出資者は、自分が個人の要件を満たすことを確認していますか？

4. 株式の払込みの確認申請

出資を受けた後、株式会社が地方公共団体に対し、確認申請をします。

（確認申請書）

- 確認申請書は様式に則り作成していますか？

（確認申請時の添付書類）

確認申請書に、以下の書類全てを添付していることが必要です。

- 定款及び登記事項証明書
- 基準日の属する事業年度の前事業年度の貸借対照表及び損益計算書、財産目録
- 確定申告書に添付された法人税法施行規則第34条第2項に規定する別表2の写し
- 常時雇用者数を証する書類（賃金台帳等）
- 組織図
- 既に小さな拠点税制を活用している会社の場合、前事業年度末時点の常時雇用者数が分かる書類及び組織図
- 会社要件に該当する旨の宣言書
- 株式投資契約書の写し
- 民法組合等を経由して出資した場合、組合契約書の写し等の書類

5. 確認後の出資者への必要書類の交付

確認を受けた後、株式会社が以下の書類を出資者に交付します。

- 地方公共団体から交付された確認書（原本）
- 株式会社が発行した出資者が租税特別措置法に定める課税の特例が適用されない出資者に該当しない旨を証する書類
- 株式会社が発行した株式異動状況明細書（確定申告までに交付）（出資者の株式取得後、少なくとも、払込みによる取得があった日の属する年の12月31日までを記載したもの）

1. 小さな拠点って？ 地域運営組織って？

中山間地域などにおいては、少子高齢化や人口減少の進展に伴い、小中学校の廃校や、バス路線の廃止、商店やガソリンスタンドの廃業など、地域で生活する上で不可欠な機能が失われつつあります。一方で、地域にある資源を活用し、特産品を開発・販売したり、都市部からの移住者を受け入れたり、地域に活気を取り戻そうとする取組も増えてきています。

こうした中、地域の維持や発展に向けて、地域住民が主体となって、地域の現状を見つめ直し、地域の未来を考え、課題解決に向けて実行する取組が全国各地で進んでおり、こうした取組の中心となる地域コミュニティや生活の拠点となるのが、“小さな拠点”です。小さな拠点は、必ずしも新たに施設を作るものではなく、従来からの中心集落を地域の生活の拠点として維持していくことや、廃校舎等の遊休施設を活用した取組など、地域地域で様々な形態が考えられます。

また、小さな拠点づくりにあたっては、行政と連携し、地域で暮らす人々が中心となって、地域内の様々な関係主体との話し合いの下、取組を持続的に実践する組織で生まれています。この住民組織を“地域運営組織”と呼んでいます。地域運営組織は、従来からの自治会や町内会、区が母体となって取組を一步発展させたものや、地域のガソリンスタンドを住民自らが継承するために立ち上がった会社など、様々な組織があり、持続的に取り組んでいます。

このように、住民組織である“地域運営組織”と、活動の場や生活の拠点となる“小さな拠点”が両輪となって、地域の未来に向かって、全国各地で取組が広がっています。



2. なんで株式会社なの？

地域運営組織は、全国で1,996団体あり、その約9割が任意団体（自治会・町内会等）として活動しています。残りの1割は法人格を取得しており、そのうちの約半分は認可地縁団体として活動し、その他にはNPO法人や一般社団法人等を選んでいきます（内閣府令和5年度小さな拠点形成に関する実態調査報告書より）

このように、地域運営組織のほとんどが“法人格がない”状態で、小さな拠点などにおいて活動を展開していますが、地域が必要とする事業を主体的に展開し、組織と事業を持続させるためには、資金の確保や財産の保有、リスク管理など法人格の取得が必要な場面に多く直面します。こうしたとき、法人格の取得は有効といえるでしょう。

では、どういった法人格を取得することが望ましいでしょうか。様々な法人格がありますが、それぞれ、メリット、デメリットがあり、地域運営組織には必ずこの法人格が望ましいといった一律の考えはありません。その地域運営組織がどういった活動をするのか、どういった経営を行うのかなど、組織の特徴に応じて、専門家とも相談し、最もふさわしい法人格を選ぶのがよいでしょう。内閣官房・内閣府では、地域運営組織が法人化をするうえで参考としてもらうため、「地域の課題解決を目指す地域運営組織の法人化～進め方と事例～」というガイドブックを作成していますので、参考にしてみてください。

小さな拠点税制は、株式会社の取組を促進するために設けられた制度ですが、なぜ、株式会社なのでしょう？

例えば、日用品を販売する商店や、地域で不可欠なガソリンスタンドなどの小売業を行う場合は、株式会社を選ぶことが多いのではないのでしょうか？株式会社はだれでも1円から設立できること、株式を発行することにより資金調達を行うことができること、株式発行の際に株主を会社側が選ぶことにより経営に参画するメンバーを自由に選べること、経営の明確かつ公平なルールがありガバナンスが行いやすいことなどのメリットがあります。特に、小さな拠点づくりで必要な生活サービスの提供や雇用の創出などの分野で、民間のノウハウや資金を活用して事業を進めたい場合には、株式会社形態を選ぶことも一つの考えとなります。

一方で、一般社団法人やNPO法人などは、公益社団法人や認定NPO法人となることで、公益法人税制が適用され、様々な税制面でのメリットを享受できます。特に、NPO法人については、市町村が条例で指定することにより、共益活動の制限基準が一部緩和されるなどの認定NPO法人の取得がしやすくなっており、地元の市町村と連携して、認定NPO法人にステップアップすることも可能であり、魅力的です。

しかし、株式会社に対する税制優遇措置は少なく、特に小さな拠点で活動する場合は、収益性が低く配当も見込めない場合が多い一方で、地域に根差し地域を支える会社であるなど公益性が

高いことから、会社の立ち上げや新規事業の開始などのための資金確保を行う、スタートアップを支援する制度として、小さな拠点税制が設けられています。株式投資による個人の儲けではなく、株式取得による資金面での支援と経営への参画により、地域の“ふるさと会社”をみんなで支える仕組みづくり、始めてみませんか。

■株式会社による取組事例（兵庫県 ^{かみかわちよう}神河町 ^{はせ}長谷地区 株式会社長谷）

（概要）

- 平成 19 年に、地区内の商店とガソリンスタンドの閉鎖にあたって、住民組織「長谷地区の振興を考える会」が中心となって店舗存続へ向けて協議を重ねました。ガソリンスタンドの経営には法人格が必要と考えて、住民出資による「株式会社長谷」を設立しました。
- 平成 25 年からヤマザキ Y ショップに加盟し、品揃えの充実を図りつつ、Yショップでは取り扱いのない商品を地域で調達して販売するなど、経営者であり消費者である住民が、地域の実情にあった経営を行っています。



展開している 主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のよろずや「ふれあいマーケット」2店舗とガソリンスタンドを運営しています。また、行政手続などの窓口業務を町から受託しています。
株式会社化した きっかけ・理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ガソリンスタンドの経営には法人格が必要と考え、地域の全世帯から 1 万円の出資を集め、約 300 万円で「株式会社長谷」を設立しました。 ・利益を得て分配することが主な目的ではありませんでしたが、暮らしを支える生活サービスを維持して地域を活性化するためには、地域の人材や経験を活かすこと（＝マネジメント）が重要と考え、稼ぐための組織である「株式会社」を選びました。また、地域内に株式会社の設立に詳しい人がいたこともポイントでした。
株式会社となっ たことによるメ リットと効果・ 影響	<ul style="list-style-type: none"> ・ガソリンスタンドや、地域のよろずや「ふれあいマーケット」を運営し、住民の生活利便性を確保し続けられています。 ・行政から委託事業を受託し、住民サービスの維持とともに、安定的な資金確保につながっています。 ・社会的な信頼性が増し、金融移動店舗車両での金融サービスを提供するなど、サービスの幅も広がり、生活の拠点として利用され続けています。
「地域運営組 織」が株式会 社を選ぶ意義	<ul style="list-style-type: none"> ・ガソリンスタンドを運営する必要から株式会社を選びましたが、運営母体の「長谷地区の振興を考える会」の活動と「株式会社長谷」での活動を、用途で使い分けながら、地域のまちづくり活動を行っています。 ・地域に雇用が生まれ、安定的な活動を継続的に行うことができます。

株式会社のメリット

生活に必要なサービスを提供し続けるにあたり、
地域住民が出資者として参加意識を持ち、協力しあうことができます。

■ 小さな拠点税制の活用事例（長野県とよおか豊丘村）

- 長野県豊丘村は、長野県の南部、飯田市の北東に位置し、約80%を森林が占め、天竜川沿いの河岸段丘における水田農業が中心の人口約6,800人の村です（平成22年度時点）。
- 高齢化や集落の小規模化が著しい山間部の地域においては、移動の困難やコミュニティの形骸化が深刻となっているほか、大型店舗の村外への出店により、現在は日用食料品の購買行動の約6割が村外へ流出しているという調査結果があるなど、村内において日常生活を送る上で必要な行為が完結できていないのが現状となっています。
- こうした中、新たに設置する「道の駅」を核として、道の駅内に、村内唯一のスーパーの移転開設などによる地域住民の生活拠点の形成や、道の駅をはじめ農家レストラン、農産物直売所・加工所の開設による地域の雇用の確保を図り、約50人の雇用が生まれました。
- 道の駅施設は村が整備し、村と地域住民が主体となった株式会社を新たに立ち上げ、株式会社「豊かな丘」として運営を担っています。
- この株式会社「豊かな丘」が道の駅運営に必要な経費を賄うために新たに増資を行い、増資により株式を取得した地域住民等の個人に対して、小さな拠点税制が適用されました。

小さな拠点税制活用事例（長野県豊丘村）

- 道の駅を核として「小さな拠点」を整備し、地域住民が安心して暮らすために必要な生活サービス機能を集約・確保するとともに、「小さな拠点」と集落を結ぶ交通ネットワークを形成し、交通弱者への支援に一体的に取り組んでいる。
- 「小さな拠点」の運営については、村や住民が出資する「株式会社 豊かな丘」が行い、施設の管理運営、地域特産物の販売、地域資源を活用した商品開発、イベントや各種体験講座等の企画運営などを行っている。



地方創生拠点整備交付金の活用

(H28補正・交付決定額 89,150千円)

道の駅を核として、コミュニティスペースや生活基盤を整えるための商業施設、農家レストラン、農産物直売所、農産物加工所、行政情報コーナー等を集約した「小さな拠点」を整備。

小さな拠点税制の活用（H29年度・H30年度）

- 村の支援を受けて、地域住民が主体となり道の駅の運営会社である株式会社を設立(平成29年12月)。
- その後、道の駅を運営する株式会社への投資を後押しするため、「小さな拠点」に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制を活用。
- 平成30年3月(203名から8,980千円の出資)、平成30年8月(44名から7,110千円の出資)の2回、税制上の優遇措置(寄付金控除)を適用。

効果

- 新たな雇用の創出（約50人を雇用）とともに、農業従事者の販路が拡大し、所得が向上
- 村内唯一のスーパーの運営とともに、「小さな拠点」と全集落をコミュニティバスで結ぶことで、住民の利便性が向上
- 緑地広場やコミュニティスペースを充実させ、各種イベントの開催により、住民の交流の場を創出

II. 実務の留意事項

(小さな拠点税制における認定地方公共団体による会社要件の確認手続き等
に関する留意事項について)

※小さな拠点税制を実際に活用する際は、この留意事項を事前によく確かめた上で、必要な手続きが遺漏なく行われるよう十分注意してください。

1. はじめに

地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）及び租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）に基づき、認定地域再生計画に記載された小さな拠点形成事業を実施する株式会社が発行する株式を個人が払込みにより取得した場合における課税の特例（小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制。以下「小さな拠点税制」という。）が措置されており、その要件及び手続等については、関係する政令、府省令において規定されているところです。

小さな拠点税制の対象となる株式会社及び出資者の要件等、活用にあたって留意すべき事項を以下のとおり整理いたしました。

小さな拠点税制の適正な活用のため、地方公共団体、株式会社並びに出資者の皆様におかれましては、留意いただきますようお願いいたします。また、本留意事項の内容についてご不明な点がございましたら、内閣府地方創生推進事務局までお問い合わせください。

2. 手続きのフロー

小さな拠点税制の活用にあたっては、概ね以下のフローに則って、認定地方公共団体による確認手続き等を行うこととなります。各手続きにおける留意事項について、3. に記載します。

○小さな拠点税制の活用にあたっての手続きのフロー

1. 地域再生計画の作成

地域再生計画の作成にあたっては、地域再生計画認定申請マニュアルや記載例を参考にしてください。

- ① 地方公共団体が小さな拠点形成事業を記載した地域再生計画を作成し、内閣府に申請
- ② 地域再生計画を内閣総理大臣が認定

2. 事前確認の申請

株式会社が既に設立されている場合に限り、**任意**で実施することができます。

- ③ ②の認定を受けた地方公共団体に対し、株式会社が事前確認を申請
- ④ その地方公共団体が、株式会社の要件を確認（事前確認書の交付）

3. 株式の払込みの確認申請

※出資までに地域再生計画が認定されていることが必要

- ⑤ 株式会社と個人の出資者が株式投資契約を締結
- ⑥ 株式会社（設立予定の会社も含む）に個人が出資（株式の発行）
- ⑦ ②の認定を受けた地方公共団体に対し、株式会社が確認申請
- ⑧ その地方公共団体が、会社の要件および株式の払込みを確認（確認書の交付）
- ⑨ 確認を受けた株式会社は、出資した個人に⑧の確認書を交付

4. 確定申告

※出資した年の確定申告までに地方公共団体の事後確認を受けていることが必要

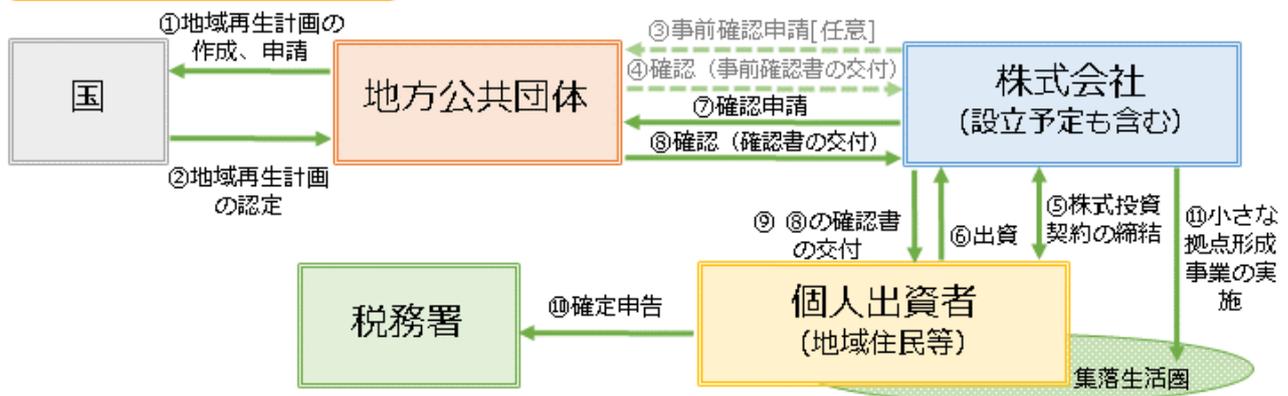
- ⑩ 出資した個人は、⑨で交付された確認書等を添付して確定申告

5. 事業実施

- ⑪ 株式会社は、集めた出資を基に小さな拠点形成事業を実施

制度のイメージ図

この他、事前準備として、今後の地域のあり方や将来ビジョンについて地域で検討したり、株式会社の設立や事業実施に向けて検討することも重要なポイントです。



3. 株式会社の要件（会社要件）について

小さな拠点税制の対象となる株式会社については、地域再生法及び地域再生法施行規則により、以下のとおり規定されております。

○対象となる株式会社の要件（地域再生法第 16 条、地域再生法施行規則第 23 条）

地域再生法第 16 条及び地域再生法施行規則第 23 条に基づき、株式会社は、基準日時点で、以下の要件を満たしていることが必要です。

ここで、基準日とは、次のいずれかの日をいいます。

- ① 払込期日が定められている場合：株式の払込期日
- ② 払込期間が定められている場合：株式の払込日（払込みをした日）
- ③ 会社設立時の出資で小さな拠点税制を適用する場合：会社成立の日

なお、事前確認を行う場合は、事前確認の申請の日時点での要件となります。

	株式会社の要件	根拠条文
①	<p>常時雇用する従業員の数（常時雇用者数）が2人以上であること</p> <p>※「常時雇用」とは、雇用契約の形式の如何を問わず、事実上の期間の定めなく雇用されている場合を言います。具体的には、</p> <p>(ア) 期間の定めなく雇用されており、かつ、1週間の所定労働時間が20時間以上である場合</p> <p>(イ) 一定の期間を定めて雇用されている場合であって、その雇用期間が反復更新されて事実上（ア）と同等と認められる場合</p> <p>(ウ) 日々雇用される場合であって、雇用契約が日々更新されて事実上（ア）と同等と認められる場合</p> <p>が挙げられます。よってパートタイム労働者であってもこのような雇用条件下にある場合には常時雇用者として取り扱います。</p>	<p>地域再生法第 16 条</p> <p>地域再生法施行規則第 23 条第 1 号</p>
②	<p>同一の認定地域再生計画において、既に地方公共団体の確認を受けた（本税制の適用を受けた）会社が他にないこと（1計画1社要件）</p>	<p>地域再生法第 16 条</p> <p>地域再生法施行規則第 23 条第 3 号</p>
③	<p>認定地域再生計画に記載されている地域再生拠点（小さな拠点）の形成を図るために行われる以下の対象事業を専ら行う会社（イに規定する事業を専ら行うものを除く。）であること</p> <p>イ：集落生活圏の住民の共同の福祉又は利便のため必要な施設の整備又は運営に関する事業</p>	<p>地域再生法第 16 条</p> <p>地域再生法施行規則第 7 条第 1 項第 2 号、第 23 条第 3 号</p>

	□：集落生活圏における就業の機会の創出に資する施設の整備又は運営に関する事業	
④	中小企業者に該当する会社であること	地域再生法第 16 条 地域再生法施行規則第 23 条第 4 号
⑤	設立の日以後 10 年を経過していないこと ※設立の日は登記日をいいます。	地域再生法第 16 条 地域再生法施行規則第 23 条第 4 号イ
⑥	前事業年度の損益計算書の営業利益の額の売上高の額に対する割合が 2%を超えていないこと ※株式会社の設立初年度は除く。	地域再生法第 16 条 地域再生法施行規則第 23 条第 4 号ロ
⑦	特定の株主グループ（3/10 以上株式を保有している株主グループ）以外からの投資を、1/6 以上取り入れていること ※但し、特定の株主グループで 5/10 を超えているものがある場合、そのグループの保有割合が 5/6 を超えていなければ対象	地域再生法第 16 条 地域再生法施行規則第 23 条第 5 号
⑧	非上場会社、非店頭登録会社であること	地域再生法第 16 条 地域再生法施行規則第 23 条第 6 号
⑨	大規模法人（資本金 1 億円超等）及び当該大規模法人と特殊な関係（子会社等）にある法人の所有に属さないこと	地域再生法第 16 条 地域再生法施行規則第 23 条第 7 号
⑩	性風俗関連営業を行う会社でないこと	地域再生法第 16 条 地域再生法施行規則第 23 条第 8 号

同一の地域再生計画において、既に認定地方公共団体の確認を受けた（本税制の適用を受けた）会社にあつては、2 回目以降の確認において以下のいずれの要件も満たすことが必要です。

	株式会社の要件	根拠条文
⑪	a) 常時雇用者数が認定地方公共団体の初回の確認日の常時雇用者数以上であること b) 常時雇用者数が前事業年度より 2 人（商業・サービス業では 1 人）以上増加していること	地域再生法第 16 条 地域再生法施行規則第 23 条第 2 号

上記の他に、会社の要件ではありませんが、税制の適用にあたっては、株式投資契約を締結することが必要です。

【留意事項】（重要）

上記会社要件については、基準日（株式の払込日等）において満たしていることが必要です。

したがって、出資前の時点で会社要件を満たしていたとしても、出資後に会社要件を満たさなくなる可能性もあり、会社要件を満たしているか否かについては、出資前（株式発行前＝基準日前）に判断することは完全には困難です。

特に、上記要件のうち、「⑥前事業年度の損益計算書の営業利益の額の売上高の額に対する割合が2%を超えていないこと」、「⑪-b）常時雇用者数が前事業年度より2人（商業・サービス業では1人）以上増加していること」については、年度を跨ぐことで変わる場合もあり、また、「⑦特定の株主グループ以外からの投資を、1/6以上取り入れていること」については、出資（株式発行）によって変わり得ることがあるため、会社において、出資前後で要件を満たさなくなることはないようご注意ください。

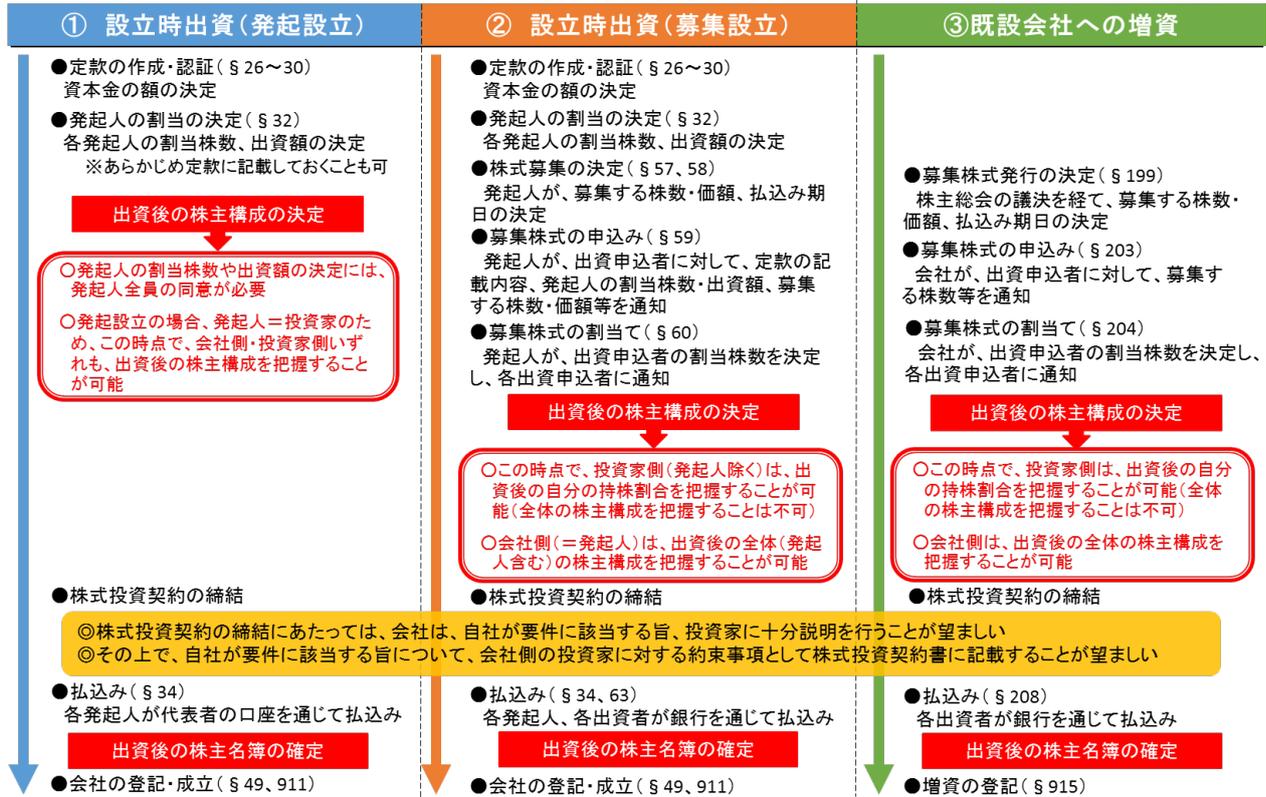
さらに、⑦の「特定の株主グループ以外からの投資を、1/6以上取り入れていること」については、出資により新規に株式を発行することから、株主構成が必ず変更しますが、以下のフロー図のとおり、株式発行後の株主構成については、事前に会社側で十分把握可能であることから、会社において、出資後の株主構成を十分注意した上で、株式投資契約の締結、株式の発行、出資の引受を行うようにしてください。

なお、認定地方公共団体においても、上記の点について十分理解した上で、会社要件を満たすことについて、会社側に注意を促すとともに、出資後に会社要件を満たさなくなることはないよう、十分に注意してください。

特に、事前確認制度を利用した場合、事前確認は、あくまで事前確認時点で要件を満たしていることを確認したものにすぎず、基準日時点で要件を満たすことを確認するものではなく、当然に税制措置が適用されることを地方公共団体として約束するものでもありません。したがって、事前確認を受けて出資の募集等を行う際には、事前確認を受けていることによって税制措置が必ず得られる等の誤解を与えないよう注意が必要です。

株式会社の出資フロー（株主構成の確認）

※カッコ内は会社法の該当条番号



4. 出資者の要件（出資者要件）について

3. の会社要件を満たしている株式会社が発行した株式を払込みにより取得しても課税の特例が適用されない出資者について、租税特別措置法等により、以下のとおり規定されています。

○課税の特例が適用されない出資者の要件

	課税の特例が適用されない出資者の要件	根拠条文
①	基準日時点において、株式会社が法人税法上の同族会社に該当する場合、その会社の上位第3位までの株主 ※法人税法上の同族会社…3人以下の株主（株主グループ含む）で、当該会社の株式を5/10超保有している会社 ※但し、株式の保有割合の第1位から第3位までの株主グループの保有割合を順に加算し、その割合がはじめて5/10超になるときにおける株主グループに属していない者は除く	租税特別措置法第41条の18の4の第1項第5号、租税特別措置法施行令第26条の28の3第1項第1号、租税特別措置法施行規則第19条の10の6第2項、第3項、法人税法第2条第10号、法人税法施行令第71条第1項第5号イ
②	株式会社の設立にあたり、自らが営んでいた事業の全部を承	租税特別措置法施行令第26条

	継させた者（以下「特定事業主であった者」という。）	の28の3第1項第2号
③	特定事業主であった者の親族	租税特別措置法施行令第26条の28の3第1項第3号
④	特定事業主であった者と事実上婚姻関係にある者	租税特別措置法施行令第26条の28の3第1項第4号
⑤	特定事業主であった者に雇用されていた者	租税特別措置法施行令第26条の28の3第1項第5号
⑥	③から⑤の以外で、特定事業主であった者からの金銭等によって生計を維持している者	租税特別措置法施行令第26条の28の3第1項第6号
⑦	④から⑥の者と生計を一にしている親族	租税特別措置法施行令第26条の28の3第1項第7号
⑧	①から⑦の者以外で、株式投資契約を締結していない者	租税特別措置法施行令第26条の28の3第1項第8号

5. 株式投資契約書の記載事項について

小さな拠点税制の適用にあたっては、対象となる株式の発行前に、会社と出資者の間で、「株式投資契約」を締結することが必要です（地域再生法施行規則第26条第2項第2号二及び租税特別措置法施行令第26条の28の3第1項第8号）。

株式投資契約の締結は、個人が取得する株数や支払うべき額を明確にするとともに、会社及び出資者双方が小さな拠点税制の適用要件（1. 会社要件及び2. 出資者要件）を満たしていること等を事前に約束・表明し、小さな拠点税制の円滑な適用を図ることを目的としています。

株式投資契約書に記載しなければならない事項は、法令では明確に定められていませんが、株式投資契約書においては、以下の事項を記載するように努めてください。特に、認定地方公共団体においては、以下の事項を記載した株式投資契約を締結するよう、会社に対して指導するよう努めてください。また、株式投資契約書の作成にあたっては、別紙様式集のひな形例も参照してください。

○株式投資契約書への記載事項（例）

1. 株式会社により発行される株式の総数及び払込金額
2. 個人が取得する株式の数、一株当たりの取得価額及び取得価額の総額
3. 株式会社により発行される株式の払込みの方法及び払込期日又はその期間
4. 個人が株式会社に約束する事項
 - (1) 基準日において、租税特別措置法施行令第26条の28の3第1項第1号から第7号までに掲げる者に該

当しないこと。

(2) 株式会社から与えられた租税特別措置法第 29 条の 2 に規定する新株予約権に係る同条 1 項本文の規定を受けないこと。

(3) 株式を取得した時以後に、保有する株式の数に変更を生じさせる事実が発生したときには、当該事実の内容、当該事実の発生した年月日、当該事実により変更のあった株式の数及びその他参考となるべき事項について株式会社に報告すること。

5. 株式会社が個人に約束する事項

(1) 4. (1) に掲げる事項を確認した場合には、租税特別措置法施行規則第 19 条の 10 の 6 第 8 項第 2 号に掲げる書類を作成し、個人に交付すること。

(2) 基準日において、地域再生法施行規則第 23 条第 1 項各号に掲げる要件に該当するものであること。

(3) 基準日以後遅滞なく、(認定地方公共団体名) の長に対し規則第 26 条に規定する確認申請を行い、同令第 26 条第 4 項に規定する確認書の原本を乙に交付すること。

(4) 租税特別措置法施行規則第 19 条の 10 の 6 第 8 項第 3 号に掲げる明細書を作成し、乙の求めに応じて交付すること。

(5) 次のいずれかに該当することとなったときはその旨を証する書面を作成し、個人に交付すること。

① 清算の終了又は特別清算の終了があったとき。

② 破産法第 30 条第 1 項に規定する破産手続開始の決定があったとき。

③ 発行する株式が金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所に上場又は同法第 67 条の 11 第 1 項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されたとき。

(6) (1) から (5) までに掲げるもののほか、個人が租税特別措置法第 41 条の 18 の 4 の規定の適用に関し必要な情報の提供及び書類の交付を行うこと。

※個人が直接株式会社に投資した場合の記載すべき事項のみを挙げております。民法組合等を経由して投資した場合は、記載事項の追加が必要になります。

6. 認定地方公共団体による株式の払込みの確認について

地域再生法第 16 条においては、会社要件を満たす株式会社が発行する株式を個人が払込みにより取得したことを認定地方公共団体が確認した場合に、課税の特例が適用されることとされています。そのため、認定地方公共団体は、株式会社が会社要件を満たすこと及び当該株式会社の株式を出資者が払込みにより取得したことについて、以下の点に留意して確認してください。なお、出資者要件については、株式会社が確認を行うこととなりますが、認定地方公共団体においても確認できる範囲で確認し、円滑な手続きとなるよう努めてください。

(1) 認定地方公共団体による株式の払込みの確認において株式会社が提出する書類

株式会社による確認申請にあたっては、地域再生法施行規則第 26 条第 1 項に基づき、会社要件及び出資者が株式を取得したことを確認するために必要な以下の書類を添えて、認定地方公共団体に様式第 11 の申請書を提出することが必要です。なお、複数の出資者の申請書を同時に提

出す際は、以下の書類はまとめて1部添付していただくだけで構いません。

○認定地方公共団体による株式の払込みの確認申請書に添付が必要な書類（様式第11の申請書に添付）

i) 会社要件を確認するために必要な書類

	添付書類	根拠条文
①	登記事項証明書	地域再生法施行規則第26条第2項第1号イ
②	基準日の前事業年度における以下のすべての書類 <ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表 ・損益計算書 ・前事業年度末の財産目録 上記の書類が備わっていない場合には、上記の書類に準ずるもの ※設立後最初の事業年度を経過していない場合は、財産目録のみ	地域再生法施行規則第26条第2項第1号ロ
③	基準日における株主名簿	地域再生法施行規則第26条第2項第1号ハ
④	常時雇用する従業員の数を証する書類 (例：労働者名簿、賃金台帳など) ※既に税制の適用を受けており、2回目以降の確認申請の場合は、前事業年度末における同様の書類も添付	地域再生法施行規則第26条第2項第1号ニ
⑤	会社要件に該当する旨の宣言書 ※参考様式2を参考にしてください	地域再生法施行規則第26条第2項第1号ホ
⑥	上記以外で、会社要件に該当することを証するために参考となる書類 (例：会社の事業計画書や事業報告書など)	地域再生法施行規則第26条第2項第1号ヘ

ii) 出資者が株式を払込みにより取得したことを確認するために必要な書類

	添付書類	根拠条文
①	金銭の払込みがあったことを証する書類 (※例：銀行の払込金額証明書や通帳の該当部分の写しなど)	地域再生法施行規則第26条第2項第2号イ

②	株式投資契約書の写し	地域再生法施行規則第 26 条第 2 項第 2 号ロ
③	上記以外で株式を払込みにより取得したことを証するために参考となる書類	地域再生法施行規則第 26 条第 2 項第 2 号ハ

※民法組合等を経由して出資した場合は、組合契約書の写し等、株式の払込みの確認申請の際の提出書類が別途必要となります。

(2) 認定地方公共団体による確認方法

会社から様式第 11 の確認申請書の提出を受けた後、認定地方公共団体において、申請のあった会社が会社要件を満たすこと、及び当該出資者が払込みにより当該会社の株式を取得したことについて、確認を行うことが必要です。各要件に該当するか否かの判断にあたっては、以下の書類等により、確認していただくようお願いいたします。提出された書類で確認が困難な場合は、事業計画書等を追加で参考資料として株式会社から提出してもらうようにしてください。

i) 会社要件（地域再生法施行規則第 23 条各号）の確認

	株式会社の要件	確認書類（例）
①	常時雇用する従業員の数が 2 人以上であること	労働者名簿、賃金台帳 〔(1) ①-⑥〕
②	同一の地域再生計画において、既に株式の払込みの確認を受けた（本税制の適用を受けた）会社が他にないこと（1 計画 1 社要件）	書類不要（認定地方公共団体において他の会社に対して確認を行ったことがないことを確認）
③	認定地域再生計画に記載されている地域再生拠点（小さな拠点）の形成を図るために行われる以下の対象事業を専ら行う会社（イに規定する事業を専ら行うものを除く。）であること イ：集落生活圏の住民の共同の福祉又は利便のため必要な施設の整備又は運営に関する事業 ロ：集落生活圏における就業の機会の創出に資する施設の整備又は運営に関する事業	登記事項証明書 〔(1) ①-①、②〕
④	中小企業者に該当する会社であること	登記事項証明書、労働者名簿、賃金台帳 〔(1) ①-①、②、⑥〕

⑤	設立の日以後 10 年を経過していないこと ※設立の日は登記日をいいます。	登記事項証明書 〔(1) ①-②〕
⑥	前事業年度の損益計算書の営業利益の額の売上高の額に対する割合が 2%を超えていないこと ※株式会社の設立初年度は除く。	前事業年度の損益計算書 〔(1) ①-③〕
⑦	特定の株主グループ（3/10 以上株式を保有している株主グループ）以外からの投資を、1/6 以上取り入れていること ※但し、特定の株主グループで 5/10 を超えているものがある場合、そのグループの保有割合が 5/6 を超えていなければ対象	基準日における株主名簿 〔(1) ①-④、⑤〕
⑧	非上場会社、非店頭登録会社であること	金融商品取引所が公開している銘柄一覧等
⑨	大規模法人（資本金 1 億円超等）及び当該大規模法人と特殊な関係（子会社等）にある法人の所有に属さないこと	登記事項証明書、基準日における株主名簿 〔(1) ①-①、②、⑤〕
⑩	性風俗関連営業を行う会社でないこと	登記事項証明書 〔(1) ①-①〕

※③及び⑩については、設立時や本格的に事業を実施していない設立後間もない会社の場合、確認ができませんので、認定地方公共団体による確認が可能となるよう、株式会社においては、定款作成の際、③及び⑩を満たしていることが分かるような記載をするか、事業計画書等を作成し、確認にあたっての参考資料として提出するようにしてください。

同一の地域再生計画において、既に認定地方公共団体の確認を受けた（本税制の適用を受けた）会社にあっては、2回目以降の確認は以下の書類も合わせてご確認ください。

	株式会社の要件	確認書類（例）
⑪	a) 常時雇用者数が認定地方公共団体の初回の確認日の常時雇用者数以上であること b) 常時雇用者数が前事業年度より 2 人（商業・サービス業では 1 人）以上増加していること	前事業年度末と当該年度の労働者名簿、賃金台帳 〔(1) ①-⑥〕

ii) 出資者が株式を払込みにより取得したことの確認

	株式会社の要件	確認書類（例）
①	出資者の氏名及び住所 （様式第 11 の申請書に記載された出資者の氏名・住所と株	様式第 11 の申請書に記載された氏名・住所、株式

	式投資契約書に記載されている出資者が同一かどうかを確認)	投資契約書の写し [(1) ②-②]
②	当該会社との株式投資契約に基づき、払込みにより取得されたものであり、出資者が取得した新規株式の数及び引き換えに払い込むべき額（一株当たりの額）、払い込んだ金額、払込期日（又は払込日、成立の日）	銀行の払込金額証明書等 [(1) ②-①] 株式投資契約書の写し [(1) ②-②]

(3) 確認書の交付について

(2)において、認定地方公共団体が、会社要件及び出資者が株式を取得したことを確認した場合は、地域再生法施行規則第26条第4項に基づき、様式第13の確認書を出資者ごとに作成し、株式会社に交付してください。

なお、認定地方公共団体が申請書の提出を受けてから確認書を交付するまでの期間は、地域再生法施行規則第26条第4項の規定により、原則1か月以内とされていますので、ご注意ください。

また、当該認定地域再生計画において、最初に地域再生法施行規則第26条第4項に基づく確認を行った際には、同第26条第6項に基づき、認定地方公共団体は速やかにその旨を公表してください。公表方法は、インターネットその他の方法となりますので、地方公共団体のホームページ等において、当該認定地域再生計画を特定し得る事項（例：地域再生計画の名称）、株式会社の名称及び代表者氏名を公表してください。公表は、会社要件のうち1計画1社要件（地域再生法施行規則第23条第3号）を前もって第三者が知り得るようにするために必要な手続きです。

なお、2回目以降の確認については、特段、公表する必要はありません。

(4) 確認書の出資者への交付について

株式会社においては、(3)により様式第13の確認書の交付を受けた際は、確認書の原本を、出資者に交付してください。確認書の原本は、以下7.のとおり、確定申告において必要となります。

なお、確認書において出資者の個人名等を記載することとしていますので、確認書に記載されている出資者に交付するようにし、誤って別の出資者に交付することがないように注意してください。

7. 確定申告に向けた必要書類

(1) 株式会社による出資者の要件確認について

租税特別措置法施行規則第19条の10の6第8項第2号において、出資者が確定申告する際に、租税特別措置法施行令第26条の28の3第1項1号から8号までに掲げる者（2. 出資者要件で掲げた要件①から⑧）に該当しない旨を証する書類を確定申告書に添付することが規定されています。

については、株式を発行した株式会社において、出資者個人ごとに、出資者要件について確認し、該当しない旨を証する書類を出資者に交付してください。当該証明書の作成に際しては、参考様式3を参照してください。

なお、本確認は、株式会社が行うこととなりますが、認定地方公共団体においても、課税の特例が適用されない出資者に該当しないかどうか、事前に確認するように努めてください。

	課税の特例が適用されない出資者の要件	確認書類（例）
①	基準日時点において、株式会社が法人税法上の同族会社に該当する場合、その会社の上位第3位までの株主 ※法人税法上の同族会社…3人以下の株主（株主グループ含む）で、当該会社の株式を5/10超保有している会社 ※但し、 <u>株式の保有割合の第1位から第3位までの株主グループの保有割合を順に加算し、その割合がはじめて5/10超になるときに</u> おける株主グループに属していない者は除く	登記事項証明書、株主名簿、株式投資契約書
②	株式会社の設立にあたり、自らが営んでいた事業の全部を承継させた者（以下、特定事業主であった者という。）	登記事項証明書、設立時総会の資料
③	特定事業主であった者の親族	特定事業主がいる場合に限り、特定事業主及び出資者から聞き取り確認。 必要に応じて、戸籍謄本、住民票等の確認が取れる書類を出資者から提出してもらい確認
④	特定事業主であった者と事実上婚姻関係にある者	
⑤	特定事業主であった者に雇用されていた者	
⑥	③から⑤の以外で、特定事業主であった者からの金銭等によって生計を維持している者	
⑦	④から⑥の者と生計を一にしている親族	
⑧	①から⑦の者以外で、株式投資契約を締結していない者	株式投資契約書

(2) 確定申告に必要な書類

4. (4) のとおり、株式会社は認定地方公共団体から交付された確認書の原本を、出資者に交付することになっています。

出資者が確定申告の際に税務署に提出する書類として、租税特別措置法施行規則第 19 条の 10 の 6 第 8 項第 1 号へ及び第 2 号から第 6 号までに規定されており、それぞれについて、具体的な書類は以下のとおりですので、参考としてください。

○確定申告の際に必要な提出書類

根拠規定（租税特別措置法施行規則第 19 条の 10 の 6 第 8 項）	必要書類	備考
①第 1 号へ	<p>以下の（1）から（3）までに掲げる事実の確認をした旨を証する書類（（4）に掲げる事項の記載があるものに限る。）</p> <p>（1）当該特定新規中小会社が、地域再生法第 16 条の確認を受けた日において地域再生法施行規則第 23 条各号に掲げる要件に該当するものであり、かつ、株式投資契約の締結日において同施行規則第 26 条第 1 項各号に掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>（2）当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が取得をした株式が、当該特定新規中小会社が（1）の確認を受けた日から同日以後 3 年を経過する日までの間に発行されたものであること。</p> <p>（3）当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者による当該特定新規株式の取得が、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者と当該特定新規中小会社との間で締結された株式投資契約に基づき払込みによりされたものであること。</p> <p>（4）当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名及び住所、払込みにより取</p>	6. (4) の認定地方公共団体による確認書（様式第 13）

	得がされた当該特定新規株式の数及び当該特定新規株式と引換えに払い込むべき額並びにその払い込んだ金額	
②第2号	租税特別措置法施行令第26条の28の3第1項1号から7号までに掲げる者に該当しない旨を証する書類	(1)の株式会社が発行した書類(参考様式第3)
③第3号	会社から交付された株式異動状況明細書	
④第4号	株式投資契約書の写し	
⑤第5号	特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書	確定申告の様式(税務署に備え置き)
⑥第6号	特定新規会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書	確定申告の様式(税務署に備え置き)

8. 事前確認について

株式会社が会社要件に該当することについて、地域再生法施行規則第24条に基づき、出資前(株式発行前)に認定地方公共団体の確認(事前確認)を受けることが可能です。

この事前確認は、株式会社が任意で確認の申請を行うことができる制度であり、株式会社において、必要に応じて申請してください。

(1) 株式会社による確認の申請

確認申請にあたっては、4.(1)の認定地方公共団体による株式の払込みの確認において株式会社が提出する書類のうち、「1)会社要件を確認するために必要な書類」のみを様式第8の申請書に添付して申請を行ってください。

(2) 認定地方公共団体による確認

申請を受けた認定地方公共団体においては、4.(2)と同様に確認を行い、様式第9により確認書の交付を行ってください。

事前確認においては、申請日時点(申請書に記載した申請日時点)における会社要件を確認するものですので、事前確認の申請やその確認にあたっては、申請日時点での要件を確認するようにしてください。また、事前確認は会社要件を確認するため、会社につき1通申請及び確認するようにしてください。

なお、会社要件のうち、「⑥前事業年度の損益計算書の営業利益の額の売上高の額に対する割

合が2%を超えていないこと」という要件及び「⑩-b)常時雇用者が前事業年度より2人（商業・サービス業では1人）以上増加していること」は、事業年度を跨ぐと要件を満たさなくなる場合もあることから、事前確認の申請日と基準日は、同一の事業年度内とすることが望ましいです。また、設立後9年以上経過している会社の場合は、「⑤設立の日以後10年を経過していないこと」という要件を鑑み、設立後10年が経過することとなる日までに会社要件の確認を含む株式の払込みの確認をする必要があります。さらには、地域再生計画の計画期間にも注意してください。

※事前確認は、事前確認の申請日時時点で会社要件を満たすことを確認するものであり、税制の適用要件である基準日時時点で会社要件を満たすことを事前に確認するものではありません。

事前確認を受けた場合であっても、認定地方公共団体による株式の払込みの確認時における会社要件の確認は必要です。

（3）事前確認後のホームページ等での公表

事前確認を受けた会社は、事前確認を受けていることを第三者が確認できるよう地方公共団体のホームページ等で公表することができます。その場合は、確認書にその旨を記載してください。

また、内閣府においても、事前確認を受けた会社について、ホームページで公表することとしており、公表を希望する場合は、内閣府担当までご連絡ください。

III. 小さな拠点税制 Q & A 集

目次

1. 制度概要	32
2. 出資者に関する要件	36
3. 株式会社に関する要件	37
4. 手続き関係	42

1. 制度概要

Q1-1 小さな拠点税制とはどのような制度ですか。

近年、中山間地域等では、人口減少・高齢化の進行や生活サービスの低下など厳しい状況のなか、地域住民が主体となって地域課題の解決に向けた組織を立ち上げ（地域運営組織）、生活サービス機能の集約・確保と周辺の交通ネットワークを形成する「小さな拠点」づくりに向けて取り組む地域が増えてきています。

政府としても、デジタル田園都市国家構想総合戦略において、小さな拠点や地域運営組織の形成を地方創生の重要施策として位置付け、2027年度までに地域運営組織が運営する「小さな拠点」を全国で1,800箇所（2023年度：1,302箇所）形成することを目指しております。その支援の1つとして、生活サービスの提供や雇用の創出といった小さな拠点の形成に向けた事業を実施する、地域の「ふるさと会社」を応援するため、2016年度に創設されたのが「小さな拠点税制」です。

この「小さな拠点税制」は、地域再生法に基づく地方公共団体が作成した地域再生計画に基づき、中山間地域等における雇用創出や生活サービス（小さな拠点形成事業）を行う株式会社に対し、個人が出資した場合に、税制優遇（所得税の減税）を受けられる制度です。

「小さな拠点」及び「地域運営組織」の形成推進

- 中山間地域等において、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、必要な生活サービスの維持・確保や地域における仕事・収入を確保し、将来にわたって継続できるような「**小さな拠点**」の形成（集落生活圏を維持するための生活サービス機能の集約・確保と集落生活圏内外との交通ネットワーク化）が必要。
- あわせて、地域住民自らによる主体的な地域の将来プランの策定とともに、地域課題の解決に向けた多機能型の取組を持続的に行うための組織（**地域運営組織**）の形成が必要。
- 2027年度までに地域運営組織が運営する「小さな拠点」を全国で1,800箇所（2023年度：1,302箇所）形成することを目指す。



中山間地域をはじめとして、暮らし続けられる地域の維持

Q1-2 小さな拠点税制を活用するための手続きの流れを教えてください。

手続きの流れとしては、①地方公共団体が地域再生計画を作成し、内閣総理大臣が認定、②出資者からの出資を受けた会社が当該地方公共団体から確認書の交付を受け、出資者に確認書を送付（出資を受ける前に地方公共団体の確認を任意で受けることが可能）、③出資者が、確定申告の際にその確認書を添付して申告することで所得税が減税になる、という仕組みです。

Q1-3 小さな拠点税制の対象となるのはどのような事業ですか。

小さな拠点税制の対象となるのは、小さな拠点の形成に資する事業を専ら行う会社であることが必要です。小さな拠点の形成に資する事業とは、地域再生拠点（小さな拠点）の形成を図るために、集落生活圏において、①住民の共同の福祉または利便のため必要な施設の整備または運営に関する事業（地域住民の生活サービスを提供する事業。例えば、日用品店舗の整備や運営、コミュニティバスの運営など）、②集落生活圏における就業の機会の創出に資する施設の整備または運営に関する事業（道の駅や農家レストランの整備や運営、特産品の開発・販売など）の2種類の事業を専ら行う株式会社です。

このうち、①は任意ですが、②については必ず実施する必要があります。

地域再生拠点及び集落生活圏の定義については、次のQ1-4をご覧ください。

[法5条4項4号、施行規則7条1項2号]

Q1-4 小さな拠点税制はどの地域でも活用することができるのですか。また、「集落生活圏」、「地域再生拠点」とは何ですか。

小さな拠点税制は、Q1-3のとおり、集落生活圏において地域再生拠点（小さな拠点）の形成に資する事業を行うことが必要であり、各用語の定義は以下のとおりです。

<集落生活圏> [法5条4項8号]

都市計画法に基づく市街化区域・用途地域以外の地域であって、農用地等（農業振興地域の整備に関する法律第3条に規定する農用地等）を含む一定の地域。市街地ではない農村部や中山間地域のほとんどが対象になります。

広さや人口規模の要件はありませんが、例えば、昭和の大合併前の旧市町村や旧小学校区程度の日常生活圏の範囲が想定されます。また、人口規模の小さい町村であれば、町村域全域を集落生活圏とすることも想定されます。

<地域再生拠点（小さな拠点）> [法5条4項8号]

地域における住民の生活及び産業の振興の拠点、いわゆる「小さな拠点」を指します。具体的に必要な施設の要件はありませんので、集落生活圏において、地域住民の生活やコミュニティ、雇用の拠点となるような場所を指します。一つの集落生活圏において、複数の地域再生拠点が存在することもあり得ます。

なお、集落生活圏や地域再生拠点について、離島振興法、豪雪地帯対策特別措置法、山村振興法、半島振興法、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法といった条件不利地域に関する法律の指定を受けている必要はありません。

また、対象となる会社の所在地も規定されていませんので、都市部に本社や拠点がある会社であっても、集落生活圏において事業を行うのであれば、小さな拠点税制の対象となる可能性があります。

Q1-5 出資者は地域住民でなければ対象になりませんか。

出資者の居住地はどこでも構いません。集落生活圏の住民であっても、集落生活圏外の都市部に在住の方でも対象となります。

Q1-6 具体的にどのくらいの減税効果がありますか。

小さな拠点形成事業を行う会社に対し個人が出資した場合、当該個人の出資した年の総所得金額から、株式の取得に要した金額（800万円が上限）と総所得金額等の40%相当額のいずれか少ない金額から2千円を控除した額が控除されます。いわゆる寄付金控除やエンジェル税制と呼ばれる税制特例です。

上限等ありますが、基本的には、『〔出資額－2千円〕×所得税率分』が、減税額の目安となります。

<具体的な減税イメージ> ※所得税率は令和5年度時点

給与収入500万円（課税所得250万円）の人が、10万円を出資した場合、約1万円の所得税が還付されます。

【計算式】※所得税率10%

寄附額10万円－2千円＝所得控除98,000円

250万円×10%－（250万円－98,000円）×10%＝9,800円

Q1-7 出資者が税制の優遇を受ける手続きはどのように行うのですか。

出資後、所定の要件を満たしていれば地方公共団体から会社に対し、出資者ごとに確認書が交付されます。その後、出資者には、会社からこの確認書の原本が交付されます。出資者は、出資者の住所を所轄する税務署において、この確認書や投資契約書の写し等を提出して確定申告をすることで、所得税が減額されます（確定申告の詳細は国税庁のホーム

ページ等をご覧ください)。

確定申告においては、所得税の所得控除の寄附金控除のうち、「特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例」における「内国法人のうち地域再生法第 16 条に規定する事業を行う株式会社」に関する措置となります。

Q1-8 小さな拠点税制はいつまで活用できますか。

小さな拠点税制は、租税特別措置法において、令和 7 年度までの時限措置となっております。そのため、税制優遇を受けるためには、令和 8 年 3 月 31 日までに発行された株式である必要があります。

Q1-9 令和 2 年度からの制度の変更点は何ですか。

○株式会社から地方公共団体への提出書類の削減

これまでは、株式会社が事前確認手続き（任意）、払込みの確認書交付の申請の際に、①「定款」、②「払込日が属する年度の前年度の確定申告書別表二」、③「払込日における組織図」の提出を必要（施行規則第 24 条及び 26 条）としていました。令和 2 年度からは①～③の書類については、提出の必要はありません。

○控除対象となる出資額の上限額の引き下げ

令和元年度までの小さな拠点税制は、控除対象となる出資額の上限額は 1,000 万円でした。令和 2 年度からは、800 万円に控除対象となる出資額の上限額が引き下げとなります（租税特別措置法 41 条の 18 の 4）。

Q1-10 令和 6 年度からの制度の変更点は何ですか。

○株式会社から地方公共団体への提出書類の削減

これまでは株式会社が確認申請書を提出する際に、①「株式の発行を決議した株主総会の議事録の写し、取締役の決定があったことを証する書面、取締役会の議事録の写し」のいずれか、②「個人が取得した当該株式の引受けの申込みを証する書面、その総数の引受けを行う契約を証する書面」のいずれかの提出を必要（施行規則第 26 条）としていました。令和 6 年度からは①～②の書類については、提出の必要はありません。

○確認申請書の簡素化

これまでは払込みを行った個人ごとに確認申請書の提出を求めていましたが、項目「2. 株式の払込みに関する事項」を記載した一覧表を添付することで、出資者の数に関係なく 1 部の確認申請書の提出を以て申請が可能となりました（規則第 26 条第 1 項）。

Q1-11 過去の出資についても遡って対象となりますか。

過去の出資については対象となりません。基準日までに地域再生計画が認定され、株式を取得した年の確定申告までに、認定地方公共団体の株式の払込みの確認を受けた出資が対象となります。

Q1-12 小さな拠点税制の根拠法令は何ですか。

小さな拠点税制の根拠法令は以下のとおりです。詳しい条文は、「地方創生 小さな拠点税制活用本 V. 関係法令」をご覧ください。

- ・地域再生法第5条第4項第4号ロ、第16条
…地域再生制度における課税の特例の仕組みを規定
- ・地域再生法施行規則第7条第1項第2号
…課税の特例の対象となる事業（小さな拠点形成事業）を規定
- ・地域再生法施行規則第23条～第26条
…小さな拠点税制を活用するにあたって必要となる、株式会社の要件や手続等について規定
- ・租税特別措置法第41条の18の4…所得税の特例の具体的な内容を規定
- ・租税特別措置法施行令第26条の28の3…個人投資家の要件等を規定
- ・租税特別措置法施行規則第19条の10の6…確定申告に必要な事項等を規定

2. 出資者に関する要件

Q2-1 小さな拠点税制は個人だけでなく、法人による出資にも適用されますか。

小さな拠点税制の対象となるのは、払込みにより株式を取得した個人のみです。法人が投資しても対象となりません。

Q2-2 出資者の要件にある「同族会社」の定義を教えてください。

法人税法上の「同族会社」のことで、3人以下の株主（株主グループ含む。以下同じ。）で、会社の株式または議決権を50%超保有している会社のことをいいます。

出資の時点で、出資した株式会社が「同族会社」に該当する場合、保有割合が上位第3位までの株主は、小さな拠点税制の対象にはなりません。

※但し、株式の保有割合の第1位から第3位までの株主の保有割合を順に加算し、その割合がはじめて50%超になるときにおける株主でない者は除きます。

(例) 株主 A : 40%、株主 B : 30%、株主 C : 20%、株主 D : 10%のとき
→株主 A と株主 B は対象外。また、株主 A と株主 B の上位 2 名の保有割合が 50%を超えているので、第 3 位の株主 C は対象。第 4 位の株主 D も対象。

Q2-3 出資者の要件にある「特定事業主」の定義を教えてください。

株式会社の設立にあたり、自らが営んでいた事業の全部を承継させた個人をいいます。

Q2-4 小さな拠点税制は、所得税に限定されていますか。住民税にも適用されますか。

小さな拠点税制は所得税にのみ適用され、住民税の減税はありません。

3. 株式会社に関する要件

Q3-1 地方公共団体の資本が入っている会社（第 3 セクター等）は対象になりますか。

第 3 セクター等、地方公共団体の資本が入っている会社であっても、会社要件に該当する会社であれば、対象になります。

Q3-2 外国企業は小さな拠点税制の対象となりますか。

外国企業は対象となりません。会社法に基づいて設立された、国内の株式会社が対象となります。

Q3-3 既に 1 度小さな拠点税制を活用した会社が増資を検討しています。この増資について、小さな拠点税制を活用することは可能ですか。

認定された地域再生計画の計画期間内であれば、既に小さな拠点税制を活用した会社であっても、増資をする機会があれば複数回活用することができます。

但し、その場合、常時雇用する従業員数に関する要件が追加されますので、ご注意ください。【Q3-6 を参照】

Q3-4 小さな拠点税制の法律（地域再生法・租税特別措置法など）や様式に使われる「払込日」、「払込期日」「払込期間」「成立の日」「基準日」の違いは何ですか。

それぞれ以下のとおりです。

<払込日>

出資者が会社に投資額を払い込んだ日を指します。会社に金銭を持ち込んだ日、あるいは

は対象企業の口座への振込日です。

<払込期日>

有価証券の募集または売り出しにおける払込みの最終期限のことです。新株発行を引き受けた場合には、払込期日から株主となるために、払込期日は新株発行の効力を確定する基準日となります。

<払込期間>

払込期間が1日だけでなく2日以上で設定する場合、その期間を指します。払込期日と異なり、払込期間を定めた場合は、株式の引受人は、払込期間内で実際に払込をした日から株主となります。

<成立の日>

登記事項証明書に記載されている企業の設立日を指します。

<基準日>

場合によって異なります。

- ① 払込期日が定められている場合：払込期日
- ② 払込期間が定められている場合：払込日（払込みをした日）
- ③ 会社設立時の出資で小さな拠点税制を適用する場合：会社成立の日

（雇用者要件）

Q3-5 「常時雇用する従業員」はアルバイトやパートでも構わないのでしょうか。

「常時雇用」とは、雇用契約の形式の如何を問わず、事実上の期間の定めなく雇用されている場合を言います。具体的には、

- ① 期間の定めなく雇用されており、かつ、1週間の所定労働時間が20時間以上である場合
- ② 一定の期間を定めて雇用されている場合であって、その雇用期間が反復更新されて事実上（ア）と同等と認められる場合
- ③ 日々雇用される場合であって、雇用契約が日々更新されて事実上（ア）と同等と認められる場合

が挙げられます。よってパートタイム労働者であってもこのような雇用条件下にある場合には常時雇用者として取り扱います。なお、常時雇用者に、会社役員は含みません。

[施行規則 23 条 1 号]

Q3-6 既に1度小さな拠点税制を活用した会社が増資して、小さな拠点税制を活用することを検討しています。この場合、常時雇用する従業員数は増えていないといけな
いのでしょうか。

既に1度小さな拠点税制を活用した会社が増資して、小さな拠点税制を活用する場合、別途、株式会社の要件に、常時雇用する従業員数に関する要件が追加されます。具体的には以下のとおりです。

<初回の確認日[※]と同じ事業年度に増資をする場合>

初回の確認日と同じ事業年度に増資し、株式の払込みの確認申請をする場合、基準日の時点で、常時雇用する従業員数が初回の確認日時点以上である必要があります。

(例) 事業年度が4月開始の場合

5月 出資

6月 初回の確認日(常時雇用する従業員数:5人)

11月 増資(基準日)(常時雇用する従業員数:5人)

←初回の確認日以上(=5人以上)

12月 株式の払込みの確認

<初回の確認日[※]の翌事業年度以降に増資をする場合>

初回の確認日の翌事業年度以降に増資し、株式の払込みの確認申請をする場合、基準日の時点で、常時雇用する従業員数が初回の確認日時点以上であり、かつ、基準日の前事業年度より2人(商業、サービス業の場合は1人)以上増加している必要があります。

(例) 事業年度が4月開始の場合

5月 出資

6月 初回の確認日(常時雇用する従業員数:5人)

翌年5月 増資(基準日)(常時雇用する従業員数:7人)

←初回の確認日以上(=5人以上)かつ、前事業年度から2人以上増加(=7人以上)

6月 株式の払込みの確認

※初回の確認日…施行規則26条に係る確認(株式の払込みの確認)の確認書を初めて交付された日

(1 計画 1 社要件)

Q3-7 「同一の認定地域再生計画に関して施行規則第 26 条 4 項の確認書の交付を受けた会社が他にない場合（1 計画 1 社要件）」とはどういうことでしょうか。

小さな拠点税制を活用するためには、地方公共団体が、小さな拠点税制に関する事項を記載した地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受ける必要があります。このとき、1 つの地域再生計画につき、小さな拠点税制を活用する会社は 1 社限りとなっており、同一の地域再生計画で複数の会社が小さな拠点税制を活用することはできません（1 計画 1 社要件）。

そのため、同一の地方公共団体において、小さな拠点税制を活用したい会社が 2 社以上ある場合は、異なる地域再生計画を作成し、認定を受ける必要があります。

なお、出資者保護の観点から、地域再生計画には小さな拠点税制を活用する株式会社の名称を記載し、1 計画 1 社要件に該当している会社であることを出資者が確認できるようにしておくことが望ましいと言えます。

[施行規則 23 条 3 号]

Q3-8 1 計画 1 社要件を満たしているかどうか、出資者が出資前に確認する方法を教えてください。

1 計画 1 社要件について、株式会社の名称が地域再生計画に記載されている場合は、当該地域再生計画で確認することが可能です。地域再生計画については内閣府ホームページで確認することが可能です。

また、施行規則第 24 条に係る確認（事前確認）を受けた株式会社については、会社の名称や代表者の氏名等が当該地方公共団体のホームページや内閣府ホームページで公開されている場合があります。また、同施行規則第 26 条に係る確認（株式の払込みの確認）を受けた会社については、会社の名称や代表者の氏名等が当該地方公共団体のホームページで公開されています。いずれにしても、出資にあたっては、事前に地方公共団体に確認することをお勧めします。

なお、いずれの情報におきましても、政府及び地方公共団体として投資勧誘を目的にしたものではなく、また出資者に対して投資に係る利益を保証するものではありません。当該情報をもって投資活動に関する決定をなされる場合は、利用者ご自身の判断において行ってください。

(中小企業者要件)

Q3-9 「中小企業者」の定義を教えてください。

中小企業者とは、中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる、以下のような会社をいいます。

- ① 資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（②から④までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- ② 資本金の額または出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- ③ 資本金の額または出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- ④ 資本金の額または出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

[施行規則 23条4号]

(設立要件)

Q3-10 「設立の日」とはいつのことですか。

登記事項証明書に記載のある会社成立の日となります。要件である「経過年数」などは活動の有無（休眠等）に関わらず、会社成立の日からカウントします。

[施行規則 23条4号]

(営業利益要件)

Q3-11 「営業利益の額の売上高の額に対する割合が2%を超えていないこと」とありますが、これはどの時点において判断されるのでしょうか。

基準日の直前の事業年度末時点で判断されます。直前の事業年度の損益計算書の営業利益の額の売上高の額に対する割合が、2%を超えていると要件を満たしません。

ただし、会社設立後、最初の事業年度が終了していない場合や、新規に会社を設立する場合、営業利益要件は課されません。

[施行規則 23条4号]

(外部資本要件)

Q3-12 「特定の株主グループからの投資が5/6を超えないこと」とはどういうことで

しょうか。

投資家から出資を集めた後、特定の株主グループ※以外からの投資を1/6以上取り入れた状態であることが必要です。

※株主グループ…株主のほか、その親族や関係会社等

※特定の株主グループ…発行済株式総数の3/10以上を保有している株主グループ

[施行規則 23 条 5 号]

Q3-13 外部資本を1/6以上取り入れているかどうかは、どの時点において判断されるのでしょうか。

基準日時点において、判断されます。

[施行規則 23 条 5 号]

(非上場要件)

Q3-14 小さな拠点税制は上場会社も対象となりますか。

上場会社は対象になりません。

[施行規則 23 条 6 号]

(大規模法人要件)

Q3-15 「大規模法人」の定義を教えてください。

「大規模法人」とは、資本金1億円超もしくは、常時雇用する従業員数が1,000人超の法人を指します。

なお、「大規模法人と特殊な関係にある法人」とは、大規模法人の子会社（株式の過半数を大規模法人が有するもの）等を指します。

[施行規則 23 条 7 号]

Q3-16 大規模法人の資本が少しでも入っていたら対象にならないのでしょうか。

大規模法人や大規模法人と特殊な関係にある法人（以下、大規模法人グループという。）の資本が入っていても、発行済株式総数の1/2超を同一の大規模法人グループに保有されていない株式会社であれば対象になります。また、発行済株式総数の2/3以上を複数の大規模法人グループに保有されていない株式会社も対象となります。

[施行規則 23 条 7 号]

(風俗営業要件)

Q3-17 風俗営業に該当する事業とはどのようなものですか。

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項」に規定する「風俗営業」又は「第5項」に規定する「性風俗関連特殊営業」を指します。

[施行規則 23条8号]

4. 手続き関係

(地域再生計画の作成・認定)

Q4-1 地域再生計画の作成や申請は、誰がどのように行うのですか。

地域再生計画の認定に関しては、地方公共団体において地域再生計画を作成し、内閣総理大臣に対して、地域再生法施行規則で定められた様式を用いた申請書及び地域再生計画書に、同規則に基づく書類を添付して行うこととなります。

また、地域再生計画の作成に当っては、地方版総合戦略等、地方公共団体で策定している諸計画との調和を図るとともに、地域の創意工夫をこらした自主的かつ自立的な取組を推進する観点から、地域住民、関係団体、民間事業者等と連携することが望まれます。

とりわけ、小さな拠点税制を活用する場合は、地域再生計画の作成の段階で、小さな拠点形成事業を実施する会社（未設立の場合は発起人等）の意見を聴き、申請時に意見の概要を添付する必要があります。

詳細は「地域再生計画認定申請マニュアル（各論）」をご参照頂くとともに、事前に内閣府担当者まで確認するようにお願いします。

Q4-2 地域再生計画にはどのような事項を記載する必要がありますか。また、認定基準はどのようなものですか。

地域再生計画には、少なくとも①計画の区域、②計画期間、③小さな拠点形成事業に関する事項の記載が必要です。あわせて、小さな拠点形成事業の実施が、特定政策課題※の解決に寄与するものであることが合理的に説明されている必要があります。

なお、会社の名称については必須の記載事項ではありませんが、事業の確実性の確保や、出資を検討している人が分かりやすいように、地域再生計画に記載しておくことが望まれます。未設立の場合は、仮称でも構いません。

地域再生計画の記載方法については、「小さな拠点税制を活用する場合の記載イメージ」をご参照ください。

※特定政策課題…地方公共団体が地域再生を図るために特に重点的に取り組むことが必要な以下の政策課題

- ・地域における少子高齢化の進展に対応した良好な居住環境の形成
- ・地域における未利用の又は利用の程度の低い資源を有効に活用した産業の振興

また、認定についての具体的な判断基準は、以下のとおりです。

- ① 地域再生基本方針に適合するものであること
- ② 地域再生計画の実施が地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであること
- ③ 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること

詳しくは、「地域再生基本方針」や「地域再生計画認定申請マニュアル（総論）」をご参照ください。

Q4-3 事業を実施する会社が決まっていますが、地域再生計画は作成できますか。

地域再生計画には、なるべく事業主体（会社名）を記載するようにしてください。なお、会社が設立されていなくても、地域再生計画を作成することは可能ですが、その場合であっても、会社の設立予定時期や、会社の仮称等、事業主体が一定程度特定されうるようにすることが望ましいです。

また、小さな拠点税制を活用する場合は、地域再生計画の作成の段階で、小さな拠点形成事業を実施する者の意見を聴き、申請時に意見の概要を添付する必要がありますので、発起人等、会社設立後に事業を実施することとなる関係者とよく話し合った上で作成するようにしてください。

Q4-4 地域再生計画の申請受付の時期は決まっていますか。また、申請前に事前に相談することも可能ですか。

地域再生計画の申請受付は、地域再生基本方針において、毎年度5月、9月及び1月を目途に実施することとされています。

また、申請受付の前に3週間程度、事前相談の機会を設けています。「小さな拠点税制」を活用の際は、事前相談が必要となっています。

事前相談及び申請受付を開始する際は、各地方公共団体宛の事務連絡及び地方創生のホームページ（<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/sinsei.html>）でお知らせしますので、ご確認ください。

なお、事前相談の期間以外でも、小さな拠点税制の活用を検討している場合は、なるべく早めに内閣府地方創生事務局の小さな拠点担当にお問い合わせください（随時受け付けております）。

Q4-5 地域再生計画の申請から認定されるまで、どれくらいの時間がかかりますか。いつまでに認定される必要がありますか。

全体の申請数等にもよりますが、認定の可否に関する通知は申請から3か月以内に行うことになっています。認定まで一定程度の時間がかかりますので、出資までに十分な時間が確保できるよう、なるべく早めに地域再生計画の作成を開始することをお勧めします。

また、少なくとも基準日（出資日）までに地域再生計画が認定されていることが必要となりますが、株式の募集等を行うにあたっては、地域再生計画が認定されていることが望ましいため、なるべく早めに地域再生計画の認定を受けるようにしてください。

Q4-6 認定された地域再生計画の内容を変更したい場合はどうすればよいですか。

認定された地域再生計画の内容を変更したい場合は、軽微な変更を除き、内閣総理大臣の認定が必要です。軽微な変更とは、地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更等を指します。

その他については、個別具体の事情を勘案して判断することになりますので、計画の変更を考えている場合は、内閣府地方創生推進事務局の小さな拠点担当までお問い合わせください。

（事前確認制度）

Q4-7 事前確認制度を活用するに当たって、特に気をつけるべきことを教えてください。

事前確認制度とは、その会社が確認申請日において小さな拠点税制の対象となる会社であることのみを確認するものです。出資者が税制の適用を受けるための基準日における「払込み後の確認」まではしておりません。

また、Q4-11の通り、雇用者数の変更や株主構成の変更等により、出資後に会社要件を満たさなくなる可能性もあり、その場合は、税制優遇の対象とはなりません。ただし、出資後に会社要件を満たすかについては、会社において予見可能であることから、会社においては出資後も要件を満たすよう注意するとともに、出資者においても会社に十分に確認を取るなど留意が必要です。また、株式投資契約において、会社及び出資者双方において、小さな拠点税制の要件を満たす旨の約束・表明を行うことが望まれます。

<出資者の留意事項>

事前確認は投資家に対して投資に係る利益を保証するものではなく、いかなる表明・保証を行うものでもありません。

事前確認は政府及び地方公共団体として投資勧誘を目的にしたものではなく、また投資家に対して投資に係る利益を保証するものではありません。当該情報をもって投資活動に

関する決定をなされる場合は、利用者ご自身の判断において行ってください。

<会社の留意事項>

投資後にその出資者が税制優遇を受けられるか否かを判断する際には、出資者に関する要件（特に、同族会社要件）を満たしている必要があります。したがって、会社としては、どのような人にどれくらいの割合で株式を引き受けてもらうのかを想定した上で投資を募ることが賢明と思われれます。

Q4-8 小さな拠点税制の適用を受けるためには、必ず事前確認を受けていなければなりませんか。

事前確認は任意です。事前確認制度を利用せず投資を受けた後でも、確認申請の際に所定の要件を満たしていれば、小さな拠点税制の適用を受けることができます。

Q4-9 今後設立を予定している会社について、現時点で事前確認の手続きは可能ですか。

事前確認の手續に必要な書類は、事前確認の申請日時点で作成することとなっているため、設立されていない会社は事前確認を受けることはできません。

Q4-10 事前確認を受けた場合、投資を受けた後の確認申請は不要ですか。

必要です。事前確認制度は、資金調達前に、株式会社が小さな拠点税制の対象か否かについて確認を受けることができる制度であり、出資者が実際の確定申告において税制優遇を受けることができることを保証するものではありません。

各出資者が税制優遇を受けるには、投資を受けた後に、会社が認定地方公共団体への会社要件を含めた株式の払込みの確認申請を行い、出資者ごとに施行規則第 26 条に係る確認書（様式第 13）の交付を受ける必要があります。

Q4-11 事前確認時点では会社の要件を満たしていたが、投資を受けた時点では要件を満たさなくなった場合はどうなりますか。

その場合は対象にはなりません。施行規則第 24 条第 4 項の規定に係る確認書（様式第 9）のとおり、施行規則第 23 条各号に掲げる会社の要件に該当しなくなった場合、直ちに当該確認書を認定地方公共団体に返納しなければならない場合があります。

Q4-12 事前確認された会社の情報を知りたいのですがどうすれば良いでしょうか。

内閣府や認定地方公共団体のホームページにおいて、事前確認された株式会社の名称、

代表者氏名等を公表している場合があります。

(株式投資契約)

Q4-13 出資の前に株式投資契約を締結する必要がありますか。

税制優遇を受ける個人については、出資の前に株式投資契約を締結しておく必要があります。出資後、会社は、株式の払込みの確認申請の際に、この株式投資契約書の写しを地方公共団体に提出してください。また、出資者は確定申告において、株式投資契約の写しが必要になります。

なお、税制優遇を受けない個人出資者や法人とは、株式投資契約を締結する必要はありません。

Q4-14 株式投資契約書のひな形はありますか。

株式投資契約書のひな形は、「地方創生 小さな拠点活用本 IV. 様式集」をご参照ください。

(出資)

Q4-15 同族会社要件や外部資本要件といった、株主構成に関する要件を満たすかどうか、出資前に確認する方法はありますか。

小さな拠点税制には、個人の要件として同族会社要件（3人以下の株主で、会社の株式または議決権を50%超保有していないこと）、株式会社の要件として外部資本要件（特定の株主グループからの投資が5/6を超えていないこと）という、出資後の株主構成に関する要件が規定されています。

下図のとおり、出資が行われて株主名簿が作成（更新）されなければ、出資後の株主構成が確定しないため、出資者が出資前に、株主構成に関する要件を満たすかどうかを確認する手段はありません（但し、発起設立する会社への設立時出資の場合は、発起人＝出資者のため、出資前に、出資後の株主構成を確認することが可能です）。

しかし、出資者のリスクを回避するためにも、会社においては、出資者が株主構成を出資前に把握できるような方法をとっておくことが望ましいと言えます。

例えば、

- ・株式募集に際し、誰にどれくらいの割合で株式を引き受けてもらうのかを想定した上で投資を募る
- ・株式投資契約を締結する際に、自社が株主構成を含めた各要件に該当する旨、投資家に十分説明を行う
- ・その上で、自社が株主構成を含めた各要件に該当する旨、投資家に対する約束事項と

して株式投資契約書に記載する
等の方法により、出資者のリスク回避に努めることが考えられます。

株式会社の出資フロー(株主構成の確認)



Q4-16 民法組合等を経由して出資してもよいでしょうか。

民法で規定する民法組合や、「投資事業有限責任組合契約に関する法律」で規定する投資事業有限責任組合を経由して会社に出資しても構いません。その場合、組合契約書の写し等、確認申請の際の提出書類が別途必要となりますので、ご注意ください。

Q4-17 譲渡や現物出資など金銭の払込み以外の方法で株式を取得した場合も対象になりますか。

金銭の払込み以外の方法、例えば、他人からの譲渡や買取、不動産など現物出資による取得、相続による取得、債務の出資金への振替等の代用払込みによる取得等は税制優遇の対象となりません。

(株式の払込みの確認申請)

Q4-18 株式の払込みの確認申請は誰がどのように行うのですか。

会社が、発行した株式を払込みにより個人が取得した旨を確認申請書(様式第11)に

記載し地方公共団体に提出します。

Q4-19 株式の払込みの確認申請の際に提出が必要な添付書類を教えてください。

株式の払込みの確認申請の際には、以下の書類の提出が必要です。

<施行規則第 23 条各号に掲げる会社要件に該当することを証する書類>

- ・定款及び登記事項証明書
- ・基準日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、損益計算書、財産目録、確定申告書に添付された法人税法施行規則第 34 条第 2 項に規定する別表 2 の写し
- ・基準日時点の株主名簿
- ・常時雇用する従業員数を証する書類（例えば、賃金台帳等）
- ・組織図（会社が専ら小さな拠点形成事業を実施することが分かるよう、社内の各組織の担当業務や従業員数をなるべく記載するようにしてください）
- ・会社が施行規則第 23 条に掲げる要件に該当する旨の宣言書

※既に一度小さな拠点税制を活用している会社の場合、前事業年度末時点の常時雇用する従業員数が分かる書類と組織図の添付も必要です。

<株式会社が発行する株式を個人が払込みより取得したことを証する書類>

- ・金銭の払込みがあったことを証する書類（例えば銀行の払込金額証明書、通帳の該当部分等）
- ・株式投資契約書の写し

その他、民法で規定する民法組合や「投資事業有限責任組合契約に関する法律」で規定する投資事業有限責任組合を経由して会社に出資した場合、組合契約書の写し等、確認申請の際の提出書類が別途必要となります。

Q4-20 個人ごとに確認申請書を地方公共団体に提出する際、添付書類も個人ごとに作成・提出しなければなりませんか。

複数の出資者がいる場合、添付書類で重複するものであれば、個人ごとに提出しなくても構いません。

Q4-21 事前確認を受けている場合、確認申請の書類提出は省略しても構いませんか。

事前確認を受けていても、書類提出は省略できません。

Q4-22 既に1度小さな拠点税制を活用した会社が増資して、小さな拠点税制を活用することを検討しています。その場合、追加で提出する書類はありますか。

既に1度小さな拠点税制を活用した会社が増資して、小さな拠点税制を活用する場合、別途、株式会社の要件に、常時雇用する従業員数に関する要件が追加されます。

そのため、前事業年度からの従業員数の増加を確認できるように、以下の書類が別途必要になります。

- ・前事業年度末時点の常時雇用する従業員数を証する書類
- ・前事業年度末時点の組織図

Q4-23 認定地方公共団体から交付された確認書はどうすればよいでしょうか。

会社は、認定地方公共団体から交付された施行規則第26条に係る確認書（様式第13）の原本を、出資者に交付する必要があります。

出資者は確定申告の際、この確認書の提出が必要です。

Q4-24 確定申告で提出する書類にはどのようなものがありますか。

認定地方公共団体が会社に交付した施行規則第26条に係る確認書や株式投資契約書の写し、株式異動状況明細書等が必要です。（確定申告の詳細は国税庁のホームページ等をご覧ください）

IV. 様式集

(税制の活用にあたって必要な地域再生法関係法令に規定する様式集)

小さな拠点税制 様式一覧

- ・様式第 8 地域再生法施行規則第 2 4 条第 2 項に係る確認申請書
※事前確認【任意】の際に、株式会社が認定地方公共団体に提出する申請書です。
- ・様式第 9 地域再生法施行規則第 2 4 条第 4 項に係る確認書
※事前確認【任意】の申請日時点における株式会社の要件を認定地方公共団体が確認した際に交付する書面です。
- ・様式第 10 地域再生法施行規則第 2 4 条第 5 項に係る確認をしない旨の通知書
※地方公共団体が事前確認【任意】行わない場合、株式会社にその理由を通知するための書面です。
- ・様式第 11 地域再生法第 1 6 条に係る確認申請書（個人が直接投資した場合）
※株式の払込みの確認（個人が直接投資した場合）の際に、株式会社が認定地方公共団体に提出する申請書です。
- ・様式第 11 地域再生法第 1 6 条に係る確認申請書（ファンド等を通じて投資した場合）
※株式の払込みの確認（ファンド等を通じて投資した場合）の際に、株式会社が認定地方公共団体に提出する申請書です。
- ・様式第 12 民法組合等であることの誓約書
※民法組合等が投資事業有限責任組合契約によって成立するものである旨を誓約する書面です。
- ・様式第 13 地域再生法第 1 6 条に係る確認書
※基準日時点において株式会社が会社要件を満たし、かつ適切に払込みがなされたことを確認した際に認定地方公共団体が交付する書面です。
- ・様式第 14 地域再生法第 1 6 条に係る確認をしない旨の通知書
※地方公共団体が株式の払込みの確認を行わない場合、株式会社にその理由を通知するための書面です。
- ・参考様式 1 地域再生法施行規則第 2 3 条に掲げる要件に該当する旨の宣言書
※様式第 8 の確認申請書に添付する、会社要件に該当する旨の宣誓書の記載例です。
- ・参考様式 2 地域再生法施行規則第 2 3 条に掲げる要件に該当する旨の宣言書
※様式第 11 の確認申請書に添付する、会社要件に該当する旨の宣誓書の記載例です。
- ・参考様式 3 租税特別措置法施行規則第 1 9 条の 1 0 の 6 第 7 項第 2 号に規定する確認をした旨を証する書類
※基準日時点で出資者が小さな拠点税制の個人要件を満たしている旨を証する書面として、株式会社が出資者に発行する証明書の記載例です。
- ・参考様式 4 株式投資契約書
※株式会社と出資予定の個人が締結する投資契約書の記載例です。

別記様式第8（第24条関係）

地域再生法施行規則第24条第2項に係る確認申請書

年 月 日

認定地方公共団体の長 殿

会社所在地

会 社 名

代表者の氏名

印

地域再生法施行規則第24条第1項に規定する確認を受けたいので申請します。なお、関係する認定地域再生計画及び当該認定地域再生計画に記載されている特定地域再生事業は下記のとおりです。

記

1. 関係する認定地域再生計画を特定し得る事項
2. 会社が行う特定地域再生事業の内容

注 1. 関係する認定地域再生計画を特定し得る事項には、認定地域再生計画の名称等当該認定地域再生計画を特定し得る事項を記載してください。

別記様式第9（第24条関係）

地域再生法施行規則第24条第4項に係る確認書

年 月 日

会社所在地

会 社 名

代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長 印

年 月 日付けの下記の確認申請について、地域再生法施行規則第24条第4項の規定に基づき確認します。

記

1. 関係する認定地域再生計画を特定し得る事項
2. 会社が行う特定地域再生事業の内容
3. 地域再生法施行規則第23条第1号から第4号までに該当すること。
 - (1) 設立年月日 年 月 日
 - (2) 業種
 - (3) 資本金額 万円
 - (4) 前事業年度における営業利益の額の売上高に対する割合 %
 - (5) 常時雇用する従業員の数 人
 - (6) 1. の認定地域再生計画に関して地域再生法施行規則第26条第4項の確認書の交付を受けた会社が他になく、2. の特定地域再生事業を専ら行う株式会社であること
4. 地域再生法施行規則第23条第5号から第8号までに該当すること。
 - 第5号 外部資本が1/6以上であること
 - 第6号 未上場会社であること
 - 第7号 大規模会社の子会社でないこと
 - 第8号 風俗営業等を行っていないこと

注 必要に応じて、以下の事項も本確認書に追記するようにしてください。

- (1) この確認が行われたことについては、〇〇〇（地方公共団体名）及び内閣府のホームページにおいて公表される場合があります。
- (2) 株式の払込みの期日において地域再生法施行規則第23条各号に掲げる要件に該当しないとき又は偽りその他不正の手段によりこの確認を受けたことが判明するに至ったときは、直ちにこの確認書を返納してください。
- (3) この確認は、〇〇〇（地方公共団体名）として、投資家に対して投資に係る利益を保証するものではなく、その旨を当該投資家に対して伝達してください。

別記様式第10（第24条関係）

地域再生法施行規則第24条第5項に係る確認をしない旨の通知書

年 月 日

会社所在地

会 社 名

代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長 印

年 月 日付けの地域再生法施行規則第24条第1項に規定する確認の申請については下記の理由により確認しないこととしたので、地域再生法施行規則第24条第5項の規定に基づき通知します。

記

確認をしない理由

地域再生法第16条に係る確認申請書

年 月 日

認定地方公共団体の長 殿

会社所在地

会社名

代表者の氏名

印

地域再生法第16条の規定に係る確認を受けたいので、地域再生法施行規則第26条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 会社要件に関する事項

- (1) 関係する認定地域再生計画を特定し得る事項
- (2) 会社が行う特定地域再生事業の内容

2. 株式の払込みに関する事項

- (1) 個人の氏名及び住所
- (2) 払込期日（又は設立の日） 年 月 日
- (3) 取得株式数 株
- (4) 払込金額 1株 円
- (5) 払込金額の総額 円

注 1. (1) 関係する認定地域再生計画を特定し得る事項には、認定地域再生計画の名称等当該認定地域再生計画を特定し得る事項を記載してください。

地域再生法第16条に係る確認申請書

年 月 日

認定地方公共団体の長 殿

会社所在地

会社名

代表者の氏名

印

地域再生法第16条の規定に係る確認を受けたいので、地域再生法施行規則第26条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 会社要件に関する事項

- (1) 関係する認定地域再生計画を特定し得る事項
- (2) 会社が行う特定地域再生事業の内容

2. 株式の払込みに関する事項

(1) 個人の氏名及び住所

民法組合等の名称及び所在地

当該民法組合等の業務の執行を委任される組合員の名称及び所在地

出資価額割合 %

(2) 払込期日 (又は成立の日)

年 月 日

(3) 取得株式数

株

民法組合等の取得株式数

株

(4) 払込金額

1株

円

(5) 払込金額の総額

円

民法組合等の払込金額の総額

円

注 1. (1) 関係する認定地域再生計画を特定し得る事項には、認定地域再生計画の名称等当該認定地域再生計画を特定し得る事項を記載してください。

別記様式第12（第26条関係）

民法組合等であることの誓約書

年 月 日

会社所在地

会 社 名

代表者の氏名 殿

組合所在地

組 合 名

代表者の氏名 印

当組合は、下記の事項について誓約します。

記

1. 組合契約の種類別

当組合は、民法第667条第1項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約によって成立するものであること

2. 上記1の契約を締結する個人又は民法組合等

氏名（名称）

住所（所在地）

3. 上記の者の出資価額割合

地域再生法第16条に係る確認書

年 月 日

会社所在地

会社名

代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長 印

年 月 日付けの下記の確認申請について、地域再生法第16条及び地域再生法施行規則第26条第4項の規定に基づき確認します。

記

1. 会社要件に関する事項

- (1) 関係する認定地域再生計画を特定し得る事項
- (2) 会社が行う特定地域再生事業の内容
- (3) 地域再生法施行規則第23条第1号から第4号までに該当すること。
 - (イ) 設立年月日 年 月 日
 - (ロ) 業種
 - (ハ) 資本金額 万円
 - (ニ) 前事業年度における営業利益の額の売上高に対する割合 %
 - (ホ) 常時雇用する従業員の数 人
 - (ヘ) (1) の認定地域再生計画に関して地域再生法施行規則第26条第4項の確認書の交付を受けた会社が他になく、(2) の特定地域再生事業を専ら行う株式会社であること
- (4) 地域再生法施行規則第23条第5号から第8号までに該当すること。
 - 第5号 外部資本が1/6以上であること
 - 第6号 未上場会社であること
 - 第7号 大規模会社の子会社でないこと
 - 第8号 風俗営業等を行っていないこと

2. 株式の払込みに関する事項

- (1) 個人の氏名及び住所
- (2) 払込期日（又は成立の日） 年 月 日
- (3) 取得株式数 株
- (4) 払込金額 1株 円
- (5) 払込金額の総額 円

別記様式第14（第26条関係）

地域再生法第16条に係る確認をしない旨の通知書

年 月 日

会社所在地

会 社 名

代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長 印

年 月 日付けの地域再生法第16条の規定に係る確認の申請について、下記の理由により確認をしないこととしたので、地域再生法施行規則第26条第5項の規定に基づき通知します。

記

確認をしない理由

参考様式 1 (会社要件に該当する旨の宣言書 (事前確認用))

地域再生法施行規則第 2 3 条に掲げる要件に該当する旨の宣言書

年 月 日

認定地方公共団体の長 殿

会社所在地

会 社 名

代表者の氏名

印

当社は、地域再生法施行規則第 2 4 条第 1 項に規定する確認を申請するに当たり、当該申請の日において、地域再生法施行規則第 2 3 条各号に掲げる要件に該当することを宣言します。

- この様式は、地域再生法施行規則第 24 条第 1 項に規定する確認 (事前確認) を受けようとする株式会社が地方公共団体に提出する書類として、同施行規則第 24 条第 3 項第 5 号に規定している、申請日時点で株式会社の要件を満たしている旨の宣言書の記載例です。
- 確認申請書 (様式第 8) を地方公共団体に提出する際に、添付してください。

参考様式 2 (会社要件に該当する旨の宣言書(認定地方公共団体による株式の払込みの確認用))

地域再生法施行規則第 23 条に掲げる要件に該当する旨の宣言書

年 月 日

認定地方公共団体の長 殿

会社所在地

会社名

代表者の氏名

印

当社は、地域再生法第 16 条の規定に係る確認を申請するに当たり、租税特別措置法施行規則第 19 条の 10 の 6 第 8 項第 1 号への基準日において、地域再生法施行規則第 23 条各号に掲げる要件に該当することを宣言します。

- この様式は、地域再生法第 16 条に係る確認（認定地方公共団体による株式の払込みの確認）を受けようとする株式会社が地方公共団体に提出する書類として、地域再生法施行規則第 26 条第 2 項第一号ホに規定している、基準日時点で株式会社の要件を満たしている旨の宣言書の記載例です。
- 確認申請書（様式第 11）を地方公共団体に提出する際に、添付してください。

参考様式3（個人要件を満たす旨の証明書）

租税特別措置法施行規則第19条の10の6第8項第2号
に規定する確認をした旨を証する書類

年 月 日

出資者の住所

出資者の氏名 殿

会社所在地

会社名

代表者の氏名 印

貴殿は、租税特別措置法施行規則第19条の10の6第8項第1号への基準日において租税特別措置法施行令第26条の28の3第1項第1号から第7号までに掲げる者に該当しないことを確認します。

なお、本書類は、租税特別措置法第41条の18の4の規定の適用の際に必要な書類となるため、大切に保存してください。

- この様式は、租税特別措置法施行規則第19条の10の6第8項第2号で規定している、基準日時点で出資者が小さな拠点税制の個人要件を満たしている旨を証する書面として、株式会社が出資者に発行する証明書の記載例です。
- 出資者は、確定申告の際に税務署に提出してください。

参考様式 4 (株式投資契約書)

株式投資契約書

●●●●株式会社 (以下「甲」という。) と●●●● (以下「乙」という。) は、○○○○株式会社が発行する普通株式 (以下「本株式」という。) の取得について下記の通り、株式投資契約を締結する。なお、本契約書は、地域再生法施行規則第 26 条第 2 項第 2 号ロに規定する株式投資契約書とする。

第 1 条 (発行株式総数及び払込金額)

甲により発行される株式は 1 株あたり○○万円、総数○○株とし、払込金額は○○○万円とする。

第 2 条 (取得株式数、取得価額及び取得価額の総額)

乙が取得する株式数は○株とし、取得価額の総額は○○○万円とする。

第 3 条 (株式払込方法及び払込期日)

甲により発行される株式の払込方法は●●とし、払込期日は令和○年○月○日とする。

第 4 条 (乙が甲に対し約束する事項)

1. 基準日 (租税特別措置法施行規則 (昭和 32 年大蔵省令第 15 号) 第 19 条の 10 の 6 第 8 項第 1 号への基準日をいう。以下同じ。) において、租税特別措置法施行令 (昭和 32 年政令第 43 号) 第 26 条の 28 の 3 第 1 項第 1 号から第 7 号までに掲げる者に該当しないこと。
2. 甲から与えられた租税特別措置法 (昭和 32 年法律第 26 号) 第 29 条の 2 に規定する新株予約権に係る同条第 1 項本文の規定の適用を受けないこと。
3. 株式を取得した時以後に、保有する株式の数に変更を生じさせる事実が発生したときには、当該事実の内容、当該事実の発生した年月日、当該事実により変更のあった株式の数及びその他参考となるべき事項について甲に報告すること。

第 5 条 (甲が乙に対し約束する事項)

1. 第 4 条第 1 項に掲げる事項を確認した場合には、租税特別措置法施行規則第 19 条の 10 の 6 第 8 項第 2 号に掲げる書類を作成し、乙に交付すること。

2. 基準日において、地域再生法施行規則（平成 17 年内閣府令第 53 号。以下「規則」という。）第 23 条各号に掲げる要件に該当するものであること。
3. 基準日以後遅滞なく、（認定地方公共団体名）の長に対し規則第 26 条に規定する確認申請を行い、同令第 26 条第 4 項に規定する確認書の原本を乙に交付すること。
4. 租税特別措置法施行規則第 19 条の 10 の 6 第 8 項第 3 号に掲げる明細書を作成し、乙の求めに応じて交付すること。
5. 次のいずれかに該当することとなったときはその旨を証する書面を作成し、乙に交付すること。
 - 一 清算の終了又は特別清算の終了があったとき。
 - 二 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 30 条第 1 項に規定する破産手続開始の決定があったとき。
 - 三 発行する株式が金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所に上場又は同法第 67 条の 11 第 1 項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されたとき。
6. 1. から 5. までに掲げるもののほか、乙が租税特別措置法第 41 条の 18 の 4 の規定の適用に関し必要な情報の提供及び書類の交付を行うこと。

本契約書の成立を証するため、本契約書を 2 通作成し、甲乙記名捺印の上、各 1 通を保有する。

年 月 日

■ 地域再生法施行規則第 26 条第 2 項第 2 号ロで規定する株式投資契約書で規定している、株式会社と出資予定の個人が締結する投資契約書の記載例です。

甲

所在地

商号

代表者

印

乙

住所

氏名

印

V. 関係法令

(地域再生法、所得税法、租税特別措置法等関係法令の抜粋)

○地域再生法（平成十七年法律第二十四号）（抄）
（地域再生計画の認定）

第五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、地域再生基本方針に基づき、内閣府令で定めるところにより、地域再生を図るための計画（以下「地域再生計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 地域再生計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 （略）

二 地域再生を図るために行う事業に関する事項

3 （略）

4 第二項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

一～三 （略）

四 地域における特定政策課題の解決に資する事業（第一号に規定する事業、前号の内閣府令で定める事業及び第十五号に規定する事業を除く。）であって次に掲げるもの（次項及び第十項において「特定地域再生事業」という。）に関する事項

イ （略）

ロ 地域住民の生活の利便性の向上に資する施設その他の施設の整備又は福祉サービスその他のサービスの提供に関する事業として内閣府令で定めるものであって地方公共団体、第十九条第一項の規定により指定された地域再生推進法人（同項を除き、以下単に「地域再生推進法人」という。）、株式会社その他内閣府令で定める者により行われるもの

ハ （略）

八 集落生活圏（自然的社会的諸条件からみて一体的な日常生活圏を構成していると認められる集落及びその周辺の農用地等（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第三条に規定する農用地等をいう。以下同じ。）を含む一定の地域をいい、市街化区域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項に規定する市街化区域をいう。第十七条の十七第七項において同じ。）その他政令で定める区域を除く。以下同じ。）において、地域における住民の生活及び産業の振興の拠点（以下「地域再生拠点」という。）の形成並びに農用地等の保全及び農業上の効率的かつ総合的な利用を図るために行う事業であって、就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するものに関する事項

第十六条 認定地域再生計画に記載されている第五条第四項第四号ロに規定する内閣府令で定め

る事業を行う株式会社（地域における雇用機会の創出に対する寄与の程度を考慮して内閣府令で定める常時雇用する従業員の数その他の要件に該当するものに限る。）により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合（当該株式を取得したことについて内閣府令で定めるところにより認定地方公共団体の確認を受けた場合に限る。）には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

○地域再生法施行令（平成十七年政令第百五十一号）（抄）

（特定政策課題）

第一条 地域再生法（以下「法」という。）第四条第二項第三号の政令で定める政策課題は、次に掲げるものとする。

一 地域における少子高齢化の進展に対応した良好な居住環境の形成

二 地域における未利用の又は利用の程度の低い資源を有効に活用した産業の振興

○地域再生法施行規則（平成十七年内閣府令第五十三号）（抄）

（地域再生計画の認定の申請）

第一条 地域再生法（以下「法」という。）第五条第一項の規定により認定の申請をしようとする地方公共団体（同項に規定する地方公共団体をいう。以下同じ。）は、別記様式第一による申請書に次に掲げる図書を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一～三 （略）

五 法第五条第四項第四号の事項を記載している場合には、同号イからハまでに掲げる事業の実施による特定政策課題（地域再生法施行令（平成十七年政令第百五十一号）第一条各号に掲げる政策課題をいう。以下同じ。）の解決に対する寄与の程度の根拠となる資料

六～七 （略）

八 法第五条第四項第八号の事項を記載している場合には、次に掲げる図書

イ 法第五条第四項第八号に規定する集落生活圏（第七条第一項第二号において単に「集落生活圏」という。）のおおむねの区域及び同号に規定する事業のおおむねの区域を表示した縮尺二万五千分の一以上の地形図並びに当該事業のおおむねの区域の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図

九～十六 （略）

2 （略）

（地域再生計画の記載事項）

第二条 法第五条第三項第二号の内閣府令で定め

る事項は、次に掲げるものとする。

- 一 地域再生計画の名称
- 二 地域再生計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項
- 三～五 (略)
- 六 法第五条第四項第四号の事項を記載する場合には、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項
 - イ (略)
 - ロ (略)
 - ハ 法第五条第四項第四号ロの事項のうち株式会社により行われる事業に関するものを記載する場合 第七条第一項第二号イ又はロに掲げる事業の種別、当該事業の内容及び当該事業を実施する者の名称
 - ニ (略)
- 七～十八 (略)

2・3 (略)

- 4 法第五条第四項第四号の事項を記載する場合には、同条第二項第二号の事項に、同条第四項第四号イからハマまでに掲げる事業の実施によりその解決を図ろうとする特定政策課題の内容及び当該事業の実施による特定政策課題の解決に対する寄与の程度を記載するものとする。

(法第五条第四項第四号ロの内閣府令で定める事業等)

第七条 法第五条第四項第四号ロの内閣府令で定める事業は、地域における特定政策課題の解決に資する事業であって、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 地域再生拠点(法第五条第四項第八号に規定する地域再生拠点をいう。)の形成を図るために行う次に掲げる事業であって株式会社により行われるもの
 - イ 集落生活圏の住民の共同の福祉又は利便のため必要な施設の整備又は運営に関する事業
 - ロ 集落生活圏における就業の機会の創出に資する施設の整備又は運営に関する事業

2 (略)

(法第十六条の内閣府令で定める要件)

第二十三条 法第十六条の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

- 一 常時雇用する従業員の数が二人以上であること。
- 二 同一の認定地域再生計画に関して既に第二十六条第四項の確認書の交付を受けた会社にあつては、常時雇用する従業員の数が次のいずれにも該当するものであること。
 - イ 第二十六条第四項の確認書の交付のうち、初回の交付において確認された常時雇

用する従業員の数以上の数を維持していること。

- ロ 基準日(第二十六条第一項に規定する株式の払込みの期日(払込みの期間を定めた場合にあつては払込みがあつた日)をいう。第二十六条第二項第一号ニにおいて同じ。)の属する事業年度の前事業年度(以下この条及び第二十六条において「基準事業年度」という。)の年度末における常時雇用する従業員の数に比べて二人(当該会社が商業又はサービス業(中小企業基本法(昭和三十八年法律第五十四号)第二条第五項の商業又はサービス業をいう。)に属する事業を主たる事業として営む者である場合にあつては一人)以上増加していること。ただし、第二十六条第四項の確認書の交付のうち、初回の交付を受けた日以後最初の事業年度が終了していない場合は、この限りでない。

- 三 同一の認定地域再生計画に関して第二十六条第四項の確認書の交付を受けた会社が他にない場合において、認定地域再生計画に記載されている法第五条第四項第四号ロに規定する事業を専ら行う会社(第七条第一項第二号イに規定する事業を専ら行うものを除く。)であること。

- 四 中小企業基本法第二条第一項各号に掲げる中小企業者に該当する会社のうち、次のいずれにも該当するものであること。

イ その設立の日以後十年を経過していないこと。

ロ 基準事業年度における損益計算書の営業利益の額の売上高の額に対する割合が百分の二を超えていないこと。ただし、設立後最初の事業年度が終了していない場合は、この限りでない。

- 五 株主グループ(株主の一人並びに当該株主と法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第四条に規定する特殊の関係のある個人及び法人をいう。以下この号において同じ。)のうちその有する株式の総数が、投資を受けた時点において発行済株式の総数の十分の三以上であるものの有する株式の合計数が、発行済株式の総数の六分の五を超えない会社であること。ただし、株主グループのうちその有する株式の総数が最も多いものが、投資を受けた時点において発行済株式の総数の二分の一を超える数の株式を有する会社にあつては、当該株主グループの有する株式の総数が、発行済株式の総数の六分の五を超えない会社であること。

- 六 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十六項に規定する金融商品取

引所に上場されている株券又は同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株券の発行者である会社以外の会社であること。

七 次のイ又はロに掲げる会社以外の会社であること。

イ 発行済株式の総数の二分の一を超える数の株式が同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資の総額が一億円を超える法人又は資本金若しくは出資を有しない法人のうち常時雇用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除く。以下この号において同じ。）及び当該大規模法人と特殊の関係のある法人（次の（１）から（３）までに掲げる会社とする。以下この号において同じ。）の所有に属している会社

（１） 当該大規模法人が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社

（２） 当該大規模法人及びこれと（１）に規定する特殊の関係のある会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社

（３） 当該大規模法人並びにこれと（１）及び（２）に規定する特殊の関係のある会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社

ロ イに掲げるもののほか、発行済株式の総数の三分の二以上が大規模法人及び当該大規模法人と特殊の関係のある法人の所有に属している会社

八 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業（第二十七条において単に「風俗営業」という。）又は同法第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業（第二十七条において単に「性風俗関連特殊営業」という。）に該当する事業を行う会社でないこと。

（認定地方公共団体の会社の要件の確認）

第二十四条 法第十六条の規定による確認に係る株式を発行しようとする会社は、前条各号に掲げる要件（同条第二号ロ中「第十六条第一項に規定する株式の払込みの期日（払込みの期間を定めた場合にあつては、払込みがあつた日）」

とあるのは「次項の申請の日」であるものとした場合における当該要件とする。）に該当することについて、認定地方公共団体の確認を受けることができる。

2 前項の確認に係る株式を発行しようとする会社は、別記様式第八による申請書を認定地方公共団体に提出するものとする。

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 登記事項証明書

二 申請の日の属する事業年度の前事業年度（以下この条において「基準事業年度」という。）に係る貸借対照表、損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれに準ずるもの（申請の日の属する事業年度に設立された会社にあつては、その設立時における財産目録）

三 申請の日における株主名簿

四 常時雇用する従業員数を証する書類（既に第二十六条第四項の確認書の交付を受けた会社にあつては、基準事業年度末に係るものを含む。）

五 前条各号に掲げる要件に該当する旨の宣言書

六 前各号に掲げるもののほか、参考となる書類

4 認定地方公共団体は、第二項の規定による提出を受けたときは、その内容を確認し、当該提出を受けた日から、原則として一月以内に、申請者である同項の会社に対して、別記様式第九による確認書を交付するものとする。

5 認定地方公共団体は、前項の確認をしないときは、申請者である第二項の会社に対して、別記様式第十によりその旨を通知するものとする。

6 認定地方公共団体は、第四項の確認書を交付したときは、同項の確認書の交付を受けた会社の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項をインターネットの利用その他の方法により公表することができる。

7 認定地方公共団体は、必要があると認めるときは、第四項の確認書の交付を受けた会社に対し、必要な資料を提出させ、又は説明を求めることができる。

第二十五条 削除

（認定地方公共団体の株式の払込みの確認）

第二十六条 法第十六条の規定による確認に係る株式を発行した会社は、別記様式第十一による申請書を認定地方公共団体に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付す

るものとする。

一 当該会社が第二十三条各号に掲げる要件に該当することを証する書類として次に掲げる書類

イ 登記事項証明書

ロ 基準事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれに準ずるもの（申請の日の属する事業年度に設立された会社にあつては、その設立時における財産目録）

ハ 基準日における株主名簿

ニ 常時雇用する従業員数を証する書類（既に第四項の確認書の交付を受けた会社にあつては、基準事業年度末に係るものを含む。）

ホ 第二十三条各号に掲げる要件に該当する旨の宣言書

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、参考となる書類

二 前項の会社により発行される株式を同項の個人が払込みにより取得したことを証する書類として次に掲げる書類

イ 会社法第三十四条第一項又は同法第二百八条第一項の規定による払込みがあつたことを証する書面

ロ 外部からの投資を受けて事業活動を行うに当たり、個人からの金銭の払込み（商法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第百二十八号）附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた新株引受権付社債に係る同法による改正前の商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百四十一条ノ八第二項第六号に規定する払込みを除く。以下同じ。）を受けて株式を発行するときに、その株式の発行による資金調達を円滑に実施するために必要となる投資に関する契約を締結した契約書の写し

ハ イ及びロに掲げるもののほか、参考となる書類

3 第一項の会社により発行される株式を個人が民法組合等（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約によって成立する組合又は投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下この項において同じ。）を通じて払込みにより取得した場合にあつては、当該会社は、前項の書類のほか、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 当該民法組合等の組合契約書の写し

二 当該民法組合等が取得した当該株式（会社法第五十八条第一項に規定する設立時募集株式又は同法第九十九条第一項に規定する募

集株式に限る。）の引受けの申込み又はその総数の引受けを行う契約を証する書面

三 別記様式第十二による当該民法組合等が民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約によって成立するものである旨を誓約する書面

4 認定地方公共団体は、第一項の規定による提出を受けたときは、その内容を確認し、当該提出を受けた日から、原則として一月以内に、申請者である同項の会社に対して、当該会社が発行した株式を払込みにより取得した個人ごとに別記様式第十三による確認書を交付するものとする。

5 認定地方公共団体は、前項の確認をしないときは、申請者である第一項の会社に対して、当該会社が発行した株式を払込みにより取得した個人ごとに別記様式第十四によりその旨及びその理由を通知するものとする。

6 認定地方公共団体は、当該認定地域再生計画に係る初回の第四項の確認書の交付をしたときは、当該認定地域再生計画を特定し得る事項、同項の確認書の交付を受けた会社の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項をインターネットの利用その他の方法により速やかに公表するものとする。

○所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（抄）

（寄附金控除）

第七十八条 居住者が、各年において、特定寄附金を支出した場合において、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超えるときは、その超える金額を、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

一 その年中に支出した特定寄附金の額の合計額（当該合計額がその者のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の四十に相当する金額を超える場合には、当該百分の四十に相当する金額）

二 二千元

○租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（抄）

（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）

第四十一条の十八の四 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、次の各号に掲げる株式会社（以下この項において「特定新規中小会社」という。）の区分に応じ当該各号に定める株式（以下この項において「特定新規株式」という。）を払込み（当該株式の発行に際してするものに限

る。以下この項及び次項において同じ。)により取得(第二十九条の二第一項本文の規定の適用を受けるものを除く。以下この項及び次項において同じ。)をした場合において、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者(当該取得をした日においてその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に当該特定新規中小会社が法人税法第二条第十号に規定する同族会社に該当することとなるときにおける当該株主その他の政令で定める者であつたものを除く。)がその年中に当該払込みにより取得をした特定新規株式(その年十二月三十一日において有するものとして政令で定めるものに限る。以下この条において「控除対象特定新規株式」という。)の取得に要した金額として政令で定める金額(当該金額の合計額が八百万円を超える場合には、八百万円)については、所得税法第七十八条(同法第百六十五条第一項の規定により準じて計算する場合を含む。)の規定を適用することができる。この場合において、同法第七十八条第一項中「支出した場合」とあるのは「支出した場合又は租税特別措置法第四十一条の十八の四第一項(特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例)に規定する特定新規株式を同項に規定する払込みにより取得(同項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした場合」と、同項第一号中「の額」とあるのは「の額及びその年中に取得をした租税特別措置法第四十一条の十八の四第一項に規定する控除対象特定新規株式の取得に要した金額として同項に規定する政令で定める金額」と、同条第四項中「控除は」とあるのは「控除(租税特別措置法第四十一条の十八の四第一項の規定による控除を含む。)」とする。

一～四 (略)

五 内国法人のうち地域再生法第十六条に規定する事業を行う同条に規定する株式会社 当該株式会社により発行される株式で地域再生法の一部を改正する法律(平成三十年法律第三十八号)の施行の日から令和八年三月三十一日までの間に発行されるもの

2・3 (略)

○租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)(抄)

(特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例)

第二十六条の二十八の三 法第四十一条の十八の四第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 法第四十一条の十八の四第一項に規定する特定新規株式(以下この条において「特定新規株式」という。)を払込み(同項に規定す

る払込みをいう。第三項を除き、以下この条において同じ。)により取得(法第四十一条の十八の四第一項に規定する取得をいう。第三項を除き、以下この条において同じ。)をした日として財務省令で定める日において、財務省令で定める方法により判定した場合に当該特定新規株式を発行した特定新規中小会社(法第四十一条の十八の四第一項に規定する特定新規中小会社をいう。以下この条において同じ。)が法人税法第二条第十号に規定する同族会社に該当することとなるときにおける当該判定の基礎となる株主として財務省令で定める者

二 当該特定新規株式を発行した特定新規中小会社の設立に際し、当該特定新規中小会社に自らが営んでいた事業の全部を承継させた個人(以下この項において「特定事業主であつた者」という。)

三 特定事業主であつた者の親族

四 特定事業主であつた者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

五 特定事業主であつた者の使用人

六 前三号に掲げる者以外の者で、特定事業主であつた者から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持しているもの

七 前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

八 前各号に掲げる者以外の者で、特定新規中小会社との間で当該特定新規株式に係る投資に関する条件を定めた契約として財務省令で定める契約を締結していないもの

2 法第四十一条の十八の四第一項に規定するその年十二月三十一日において有するものとして政令で定める特定新規株式は、同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者がその年中に払込みにより取得をした特定新規株式のうちその年十二月三十一日(その者が年の中途において死亡し、又は所得税法第二条第一項第四十二号に規定する出国をした場合には、その死亡又は出国の時。以下この条において同じ。)における当該特定新規株式に係る控除対象特定新規株式数(当該特定新規株式の銘柄ごとに、第一号に掲げる数から第二号に掲げる数を控除した残数をいう。)に対応する特定新規株式とする。

一 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者がその年中に払込みにより取得をした特定新規株式の数

二 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者がその年中に譲渡(法第三十七条の十一の二第二項に規定する譲渡をいう。)又は贈与をした同一銘柄株式(前号の特定新規株式及び当該特定新規株式と同一銘柄の他の株式を

- いう。以下この条において同じ。)の数
- 3 法第四十一条の十八の四第一項に規定する控除対象特定新規株式の取得に要した金額として政令で定める金額は、同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者がその年中に第一項第一号に規定する払込みにより同号に規定する取得をした特定新規株式の銘柄ごとに、その払込みにより取得をした特定新規株式の同号に規定する取得に要した金額(次の各号に掲げる新株予約権の行使により同項第一号に規定する取得をした当該各号に定める特定新規株式にあつては、当該新株予約権の取得に要した金額を含む。)の合計額を当該取得をした特定新規株式の数で除して計算した金額に前項に規定する控除対象特定新規株式数を乗じて計算した金額とする。
- 一 法第四十一条の十八の四第一項第一号に掲げる株式会社に該当する特定新規中小会社に対する払込み(新株予約権の発行に際してするものに限る。次号において同じ。)により取得をした新株予約権 当該特定新規中小会社により発行される特定新規株式
- 二 法第四十一条の十八の四第一項第二号に掲げる株式会社に該当する特定新規中小会社に対する払込みにより取得をした新株予約権 (法第三十七条の十三第一項第二号イに規定する投資事業有限責任組合に係る同号イに規定する投資事業有限責任組合契約に従つて取得をしたものに限る。) 当該特定新規中小会社により発行される法第三十七条の十三第一項第二号イに掲げる特定新規株式
- 4 特定新規株式の払込みによる取得の後当該取得の日の属する年十二月三十一日までの期間 (以下この項及び次項において「取得後期間」という。)内に、当該特定新規株式に係る同一銘柄株式につき分割又は併合があつた場合における第二項各号に掲げる数及び前項に規定する取得をした特定新規株式の数の計算については、当該分割又は併合の前にされたこれらの規定に規定する取得並びに譲渡及び贈与に係る株式の数は、当該取得並びに譲渡及び贈与がされた株式の数に当該分割又は併合の比率(取得後期間内において二以上の段階にわたる分割又は併合があつた場合には、当該取得又は譲渡若しくは贈与がされた後の全ての段階の分割又は併合の比率の積に相当する比率)を乗じて得た数とする。
- 5 特定新規株式の払込みによる取得後期間内に、当該特定新規株式に係る同一銘柄株式につき会社法第八十五条に規定する株式無償割当て(当該株式無償割当てにより当該特定新規株式と同一の種類の株式が割り当てられるものに限る。以下この項において同じ。)があつた場合

における第二項各号に掲げる数及び第三項に規定する取得をした特定新規株式の数の計算については、当該株式無償割当ての前にされたこれらの規定に規定する取得並びに譲渡及び贈与に係る株式の数は、当該取得並びに譲渡及び贈与がされた株式の数に当該株式無償割当てにより割り当てられた株式の数(取得後期間内において二以上の段階にわたる株式無償割当てがあつた場合には、当該取得又は譲渡若しくは贈与がされた後の全ての段階の株式無償割当てにより割り当てられた株式の数の合計数)を加算した数とする。

- 6 法第四十一条の十八の四第一項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、その年中に取得をした控除対象特定新規株式(同項に規定する控除対象特定新規株式をいう。以下この項において同じ。)の取得に要した金額として第三項に規定する金額(第二号において「適用対象額」という。)につき同条第一項の規定の適用を受けた場合には、その適用を受けた年(以下この項において「適用年」という。)の翌年以後の各年分における所得税法第四十八条の規定並びに所得税法施行令第二編第一章第四節第三款及び第六百六十七条の七第四項から第七項までの規定並びに第二十五条の十二の四第四項の規定の適用については、これらの規定により当該各年分の必要経費又は取得費に算入すべき金額の計算の基礎となる当該適用年に法第四十一条の十八の四第一項の規定の適用を受けた控除対象特定新規株式(以下この項において「適用控除対象特定新規株式」という。)に係る同一銘柄株式一株当たりの同令第五十五条第一項の規定により算出した取得価額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とし、当該同一銘柄株式一株当たりの同令第一百八条第一項の規定により算出した必要経費に算入する金額及び取得費に算入する金額は、当該控除に準じて計算した金額とする。
- 一 当該適用控除対象特定新規株式に係る同一銘柄株式一株当たりの当該適用年の十二月三十一日における所得税法施行令第五十五条第一項の規定により算出した取得価額
- 二 当該適用控除対象特定新規株式に係る適用年の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を当該適用年の十二月三十一日において有する当該適用控除対象特定新規株式に係る同一銘柄株式の数で除して計算した金額
- イ 当該適用年において当該適用控除対象特定新規株式以外の適用控除対象特定新規株式(ロにおいて「他の適用控除対象特定新規株式」という。)がない場合 当該適用控除対象特定新規株式の適用対象額(当該

適用対象額が八百万円を超える場合には八百万円とし、当該適用対象額に当該適用年において支出した特定寄附金等の金額（所得税法第七十八条第二項に規定する特定寄附金の額及び同条第三項の規定又は法第四十一条の十八第一項若しくは第四十一条の十八の二第一項の規定により当該特定寄附金とみなされたものの額の合計額をいう。以下この号において同じ。）を加算した金額が、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の当該適用年の年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の四十に相当する金額（以下この号において「基準額」という。）を超える場合には、当該基準額から当該特定寄附金等の金額を控除した残額とする。）から二千万円を控除した残額

ロ 当該適用年において他の適用控除対象特定新規株式がある場合 当該適用控除対象特定新規株式の適用対象額と当該他の適用控除対象特定新規株式の適用対象額との合計額（当該合計額が八百万円を超える場合には八百万円とし、当該合計額に当該適用年において支出した特定寄附金等の金額を加算した金額が、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の当該適用年の年分の基準額を超える場合には当該基準額から当該特定寄附金等の金額を控除した残額とする。）に当該適用控除対象特定新規株式の適用対象額と当該他の適用控除対象特定新規株式の適用対象額との合計額のうち占める当該適用控除対象特定新規株式の適用対象額の割合を乗じて計算した金額（ロにおいて「特例対象額」という。）から二千万円（当該他の適用控除対象特定新規株式に係る特例対象額からこの号の規定により控除した金額がある場合には、二千万円から当該金額を控除した残額）を控除した残額

7 前項第二号イに規定する基準額は、法第八条の四第三項第三号、第二十八条の四第五項第二号、第三十一条第三項第三号（法第三十二条第四項において準用する場合を含む。）、第三十七条の十第六項第五号（法第三十七条の十一第六項及び第三十七条の十二第七項において準用する場合を含む。）又は第四十一条の十四第二項第四号の規定の適用がある場合には、これらの規定により読み替えられた所得税法第七十八条第一項第一号に規定する百分の四十に相当する金額とする。

8 法第四十一条の十八の四第一項に規定する居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、払込みにより取得をした特定新規中小会社の特定新規株式（同項第一号に定める特定新規株式にあ

つては平成二十年四月一日（同項第二号に定める特定新規株式にあつては令和二年四月一日とし、同項第三号に定める特定新規株式にあつては平成二十六年四月一日とし、同項第四号に定める特定新規株式にあつては国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十六号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日とし、同項第五号に定める特定新規株式にあつては地域再生法の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十八号）の施行の日とする。）以後に払込みにより取得をしたものに限る。）に係る同一銘柄株式をその払込みによる取得があつた日の属する年の翌年以後の各年において譲渡又は贈与をした場合において、当該特定新規中小会社（当該特定新規中小会社であつた株式会社を含む。）が第一項第八号に規定する財務省令で定める契約に基づく当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者からの申出その他の事由により当該譲渡又は贈与があつたことを知つたときは、当該特定新規中小会社は、その知つた日の属する年の翌年一月三十一日までに、その知つた旨その他の財務省令で定める事項をその所在地の所轄税務署長に通知しなければならない。

9 法第四十一条の十八の四第一項の規定により所得税法第七十八条の規定の適用がある場合における同項の規定による控除を受ける金額の計算の基礎となる金額その他の事項を証する書類についての所得税法施行令第二百六十二条の規定の適用については、同条第一項中「添付し、又は当該申告書の提出の際提示しなければ」とあるのは「添付しなければ」と、同項第六号中「法第七十八条第二項（寄附金控除）に規定する特定寄附金の」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の十八の四第一項（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）に規定する控除対象特定新規株式の取得に要した金額の計算に関する」と、「書類又は当該書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面」とあるのは「書類」とする。

○租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）（抄）

（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）

第十九条の十の六 施行令第二十六条の二十八の三第一項第一号に規定する財務省令で定める日は、次の各号に掲げる特定新規株式（法第四十一条の十八の四第一項に規定する特定新規株式をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ当該各号に定める日とする。

一 特定新規中小会社（法第四十一条の十八の

四第一項に規定する特定新規中小会社をいう。以下この条において同じ。) の設立の際に発行された特定新規株式 当該特定新規中小会社の成立の日

- 二 特定新規中小会社の設立の日後に発行された特定新規株式 当該特定新規株式の払込み(法第四十一条の十八の四第一項に規定する払込みをいう。以下この条において同じ。)の期日(払込みの期間の定めがある場合には、当該払込みをした日)
- 2 施行令第二十六条の二十八の三第一項第一号に規定する財務省令で定める方法は、会社が法人税法第二条第十号に規定する同族会社(次項において「同族会社」という。)に該当するかどうかを判定する場合におけるその判定の方法をいう。
- 3 施行令第二十六条の二十八の三第一項第一号に規定する財務省令で定める者は、当該特定新規株式を発行した特定新規中小会社(同族会社に該当するものに限る。)の株主のうち、その者を法人税法施行令第七十一条第一項の役員であるとした場合に同項第五号イに掲げる要件を満たすこととなる当該株主とする。
- 4 施行令第二十六条の二十八の三第一項第八号に規定する財務省令で定める契約は、特定新規株式を発行した次の各号に掲げる特定新規中小会社の区分に応じ当該各号に定める契約とする。
一～三 (略)
- 四 法第四十一条の十八の四第一項第五号に掲げる株式会社に該当する特定新規中小会社 当該特定新規中小会社との間で締結する特定新規株式に係る投資に関する条件を定めた契約で地域再生法施行規則(平成十七年内閣府令第五十三号)第二十六条第二項第二号ロに規定する投資に関する契約に該当するもの
- 5 法第四十一条の十八の四第一項第一号に規定する財務省令で定める株式会社は、中小企業等経営強化法施行規則第八条第五号イ又はロに該当する株式会社であつて、同令第十条第一項第一号に掲げる要件に該当するもの又は同項第二号に掲げる要件に該当するものとする。
- 6 法第四十一条の十八の四第一項第二号に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。
 - 一 第十八条の十五第五項第一号から第三号までに掲げる要件を満たす会社であること。
 - 二 次のいずれかの会社であること。
 - イ 法第三十七条の十三第一項第二号イに規定する投資事業有限責任組合(第八項第一号ロにおいて「認定投資事業有限責任組合」という。)を通じ、その発行する特定新規株式を払込みにより取得(法第四十一条の十八の四第一項に規定する取得をいう。以下この項及び第八項において同じ。)をしよう

とする居住者又は恒久的施設を有する非居住者との間で第四項第一号に定める契約を締結する会社

ロ 法第三十七条の十三第一項第二号ロに規定する第一種少額電子募集取扱業務を行う者(ロ及び第八項第一号ハにおいて「認定少額電子募集取扱業者」という。)から積極的な指導を受ける会社であり、かつ、当該認定少額電子募集取扱業者が行う電子募集取扱業務(同条第一項第二号ロに規定する電子募集取扱業務をいう。第八項第一号ハ(2)において同じ。)により、その発行する特定新規株式を払込みにより取得をしようとする居住者又は恒久的施設を有する非居住者との間で第四項第一号に定める契約を締結する会社

三 中小企業等経営強化法施行規則第十条第一項第一号に掲げる要件に該当する株式会社又は同項第二号イに該当する株式会社であること。

- 7 施行令第二十六条の二十八の三第八項に規定する財務省令で定める事項は、同項に規定する特定新規中小会社が同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者につき当該特定新規中小会社の株式の譲渡又は贈与があつたことを知つた旨、当該譲渡又は贈与をした株式の数及びその年月日その他の事項とする。
- 8 施行令第二十六条の二十八の三第九項の規定により読み替えられた所得税法施行令第二百六十二条第一項第六号に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類(第三号に掲げる書類にあつては、法第四十一条の十八の四第一項に規定する控除対象特定新規株式を取得した日の属する年中の同号イからニまでに掲げる事項の記載があるものに限る。)とする。

一 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 法第四十一条の十八の四第一項第一号に掲げる株式会社に該当する特定新規中小会社が発行した特定新規株式につき同項の規定の適用を受ける場合 当該特定新規中小会社から交付を受けた都道府県知事の当該特定新規株式に係る基準日(第一項各号に掲げる特定新規株式の区分に応じ当該各号に定める日をいう。以下この項において同じ。)において(1)及び(2)に掲げる事実の確認をした旨を証する書類((3)に掲げる事項の記載があるものに限る。)

(1) 当該特定新規中小会社が中小企業等経営強化法施行規則第八条各号(第五号ハ及び第六号ハを除く。)及び第十条第一項各号に掲げる要件に該当するものであること。

(2) 当該居住者又は恒久的施設を有する非

居住者による当該特定新規株式の取得が、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者と当該特定新規中小会社との間で締結された第四項第一号に定める契約に基づき払込みによりされたものであること。

- (3) 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名及び住所(国内に住所を有しない者にあつては、所得税法施行規則第八十一条第一号又は第二号に定める場所。以下この号において同じ。)、払込みにより取得がされた当該特定新規株式の数及び当該特定新規株式と引換えに払い込むべき額並びにその払い込んだ金額(当該特定新規株式が施行令第二十六条の二十八の三第三項第一号に掲げる新株予約権の行使により取得をしたものである場合には、当該新株予約権と引換えに払い込むべき額及びその払い込んだ金額を含む。)

ロ・ハ・ニ・ホ (略)

へ 法第四十一条の十八の四第一項第五号に掲げる株式会社に該当する特定新規中小会社が発行した特定新規株式につき同項の規定の適用を受ける場合 当該特定新規中小会社から交付を受けた地域再生法第八条第一項に規定する認定地方公共団体の当該特定新規株式に係る基準日において(1)から(3)までに掲げる事実の確認をした旨を証する書類((4)に掲げる事項の記載があるものに限る。)

- (1) 当該特定新規中小会社が、地域再生法施行規則第二十三条各号に掲げる要件に該当するものであること。
- (2) 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が取得をした株式が、地域再生法の一部を改正する法律(平成三十年法律第三十八号)の施行の日から令和八年三月三十一日までの間に発行されたものであること。
- (3) 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者による当該特定新規株式の取得が、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者と当該特定新規中小会社との間で締結された第四項第四号に定める契約に基づき払込みによりされたものであること。
- (4) 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名及び住所、払込みにより取得がされた当該特定新規株式の数及び当該特定新規株式と引換えに払い込むべき額並びにその払い込んだ金額

二 当該特定新規株式を発行した特定新規中小会社の当該特定新規株式を払込みにより取得をした居住者又は恒久的施設を有する非居住者が当該特定新規株式に係る基準日(当該特定新規株式が法第四十一条の十八の四第一項

第三号又は第四号に定める株式である場合には、当該特定新規株式に係る第一項第二号に定める日)において施行令第二十六条の二十八の三第一項第一号から第七号までに掲げる者に該当しないことの確認をした旨を証する書類

- 三 当該特定新規株式を発行した特定新規中小会社(当該特定新規中小会社であつた株式会社を含む。)から交付を受けた当該特定新規株式を払込みにより取得をした当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が有する当該特定新規中小会社の株式の当該取得の時(当該取得の時が二以上ある場合には、最初の取得の時)以後の当該株式の異動につき次に掲げる事項がその異動ごとに記載された明細書
- イ 異動事由
- ロ 異動年月日
- ハ 異動した株式の数及び当該異動直後において有する株式の数

ニ その他参考となるべき事項

四 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者と当該特定新規中小会社との間で締結された第四項各号に掲げる特定新規中小会社の区分に応じ当該各号に定める契約に係る契約書の写し

五 施行令第二十六条の二十八の三第二項に規定する控除対象特定新規株式数の計算に関する明細書(当該控除対象特定新規株式数並びに当該控除対象特定新規株式数に係る同項各号に掲げる数の計算に関する明細、当該計算の基礎となつた同項第一号に規定する特定新規株式の同号の取得及び同項第二号の譲渡又は贈与のそれぞれの年月日その他参考となるべき事項の記載があるものに限る。)

六 施行令第二十六条の二十八の三第六項に規定する適用控除対象特定新規株式に係る同項第二号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ当該イ又はロに定める金額の計算に関する明細書(同条第三項の控除対象特定新規株式の取得に要した金額(同項の規定により計算される金額をいう。以下この号において同じ。))の合計額及びその年中に払込みにより取得をした特定新規株式の銘柄ごとの同項の控除対象特定新規株式の取得に要した金額の計算に関する明細の記載があるものに限る。)

■ この活用本は、内閣府“小さな拠点情報サイト”に掲載されています。また、様式の Word データ等も情報サイトに掲載しています。

■ その他、参考となる資料を多数掲載していますので、是非ご覧ください。

<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/chiisanakyoten/index.html>

【“小さな拠点”で検索】

■ 分からないこと、相談したいこと、実際に活用したい場合など、お気軽にお問合せ下さい。

【問合せ先】

内閣府地方創生推進事務局小さな拠点担当

電話：03-5510-2457

メール：e.chiisanakyoten.i7d@cao.go.jp

発行元

内閣府地方創生推進事務局小さな拠点担当

令和7年1月発行 [第4版]
